

官報號外

明治三十二年三月二日 木曜日

印 刷 局

○第十三回 帝國議會 衆議院議事速記錄第二十九號

明治三十二年三月一日(水曜日)午後一時十九分開議

議事日程 第三十七號 明治三十二年三月一日

午後一時開議

第一 商法施行法案(政府提出)

第二 非訟事件手續法中改正法律案(政府提出)

第三 臺灣事業公債法案(政府提出)

第四 葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案(政府提出)

第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第六 北海道拓殖銀行法案(政府提出)

第七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第八 辯護士法中改正追加法律案(鷹島和夫君等十一名提出)

第九 會計檢查院長官許定官憲戒法案(工藤行幹君提出)

第十 明治二十二年法律第十五號會計檢查院

第十一 法律案(工藤行幹君外一名提出)

第十二 良種牛補給ニ關スル建議案(奈須川光宣君提出)

第十三 國有林野調查會設置ニ關スル建議案(杉田定四名提出)

第十四 府縣農事試驗場國庫補助法案(貴族院同付)

第十五 斗南藩士家祿給與法案(外四名提出)

第十六 配當祿處分法案(松島廉作君外二名提出)

第十七 私設鐵道條例中改正法律案(田口卯吉君外三十一名提出)

第十八 北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議案(恒松慶喜君)

第十九 巴里萬國博覽會へ技術者並ニ實業家派遣ノ建議
案(雨森菊太郎君外六名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十 小學校教育費國庫補助法案(衆議院提出)

第二十一 第五回內國勸業博覽會中水產部ヲ萬國博覽會ト爲スノ建議案(恒松隆慶君外四名提出)

第二十二 國學院補助ニ關スル建議案(杉田定一君外五名提出)

第二十三 工藝學校設置ノ建議案(安川繁成君外二名提出)

二十四 決算審查ニ關スル決議案(早川龍介君外四名提出)

二十五 第五回內國勸業博覽會ヲ大阪ニ開設スルノ建議案(藤金作君外十一名提出)

二十六 第五回內國勸業博覽會開設ヲ東京市ニ設置スルノ建議案(星亨君外十三名提出)

二十七 第五回內國勸業博覽會開設ヲ東京市ニ設置スルノ建議案(星亨君外十一名提出)

二十八 第二十九 小學校修身書ニ關スル建議案(安藤龜太郎君外三名提出)

二十九 第三十 小學校監獄費及府縣監獄建築修繕費國庫支辨ニ關スル法律案(井上角五郎君外三十六名提出)

三十 第三十一 小學校特別報告第十九號狩獵法改正ノ請願

三十一 第三十二 小學校特別報告第二十號工業銀行ニ關スル請願

三十二 第三十三 小學校特別報告第二十一號商法修正案中檢查

三十三 第三十四 小學校特別報告第二十二號北海道水產稅全廢

三十四 第三十五 小學校特別報告第二十四號官立齒科醫學校設立ノ請願

三十五 第三十六 小學校特別報告第二十五號小學校教育費國庫補助ノ請願

三十六 第三十七 小學校特別報告第二十六號種牛改良ニ關スル請願

三十七 第三十八 小學校特別報告第二十七號不正肥料販賣取締

三十八 第三十九 小學校特別報告第二十八號金粉金箔製造者賣買取締法制定ノ請願

三十九 第四十 小學校特別報告第二十九號清國償金ノ一部ヲ割テ教育費ニ充ツムノ請願

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)
政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案

罹火救助基金法案

耕地整理法案

警察命令及行政執行法案

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

過剰金還附ノ建議案

提出者藤澤幾之輔君

藤澤幾之輔君

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、藤澤幾之輔君
ル專屬機關ノ權能ヲ侵犯シ擅ニ他ノ機關ニ依リテ發セラレタル裁判官免
職處分モ憲法上適正ニ效力ヲ生スト論定スルモノアラハ是レ正ニ憲法三
大綱ノ一タル司法權ノ獨立ヲ事實ニ於テ認メサルモノ即チ憲法上至大緊
切ノ部分ニ於テ其效用ヲ非認シ同時ニ憲法ヲ精神的ニ破壊セントスルモ
ノナリ現内閣ハ此效用ヲ非認スルモ尙我帝國憲法ノ精神ヲ傷ケルコトナ
ク又保障ノ實在ニ於テ妨ケナシト認メラル、カ憲法上重大ノ事項ニ付キ
適實精緻ナル答辯ヲ求ム

右成規ニ依リ提出候也

明治三十二年三月一日

提出者藤澤幾之輔

鈴木重遠

中村彌六

安部井磐根

内藤正義君

橋元易君

龍野周一郎君

中田彌平君

三田村甚二郎君

野間豊五郎君

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第一、商法施行法案、第一讀會ノ續、委員
長ノ報告 木村格之輔君

第一 商法施行法案(政府提出貴族院送)

第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

○木村格之輔君演壇ニ登ル
本員ハ商法施行法案非訟事件ノ手續法中改正
委員長ニハ本員が當選致
此二案ト
モ同一ノ性質アリマスカラ、同一ニ御報告スルガ、當然アルト云フ考ニア
リマスカラ、同一ニ御報告ヲ致シ、商法修正案ハ、諸君が御承知ノ通、貴衆
兩院ヲ通過致シマシタ、是が通過致シマシタ上ハ、舊——今日用ヒマシテ居
リマス商法ト、貴衆兩院ヲ通過致シマシタ商法トデハ、抵觸スル事柄ガアリ
マスカラ、是非施行法ヲ定メナケレバ、活用スルコトガ出來ヌト云フコトハ、

○司法權ハ天皇ノ御名ニ於テ裁判所之ヲ行フモノニシテ裁判所ハ憲法上
獨立ノ地位ヲ保維セラレサル可カラサルモノナルコトハ素ヨリ論ナキ處
ナリ隨テ裁判所ノ實體タル裁判官ヲ免職スル權能ハ此獨立ノ要義ニ基キ
憲法上ニ規定セラレアリテ嚴乎侵犯スルヲ許サル所ナリ若シモ憲法上
又同年十二月十八日付内閣ノ名ヲ以テ免本官辭令ヲ發表シ
令ハ憲法第五十八條第二項ノ免職保障ヲ無視シ同法第十條但書權能所屬
ノ規定ニ背戾シ即チ憲法上權能ヲ有セサル機關ニ依リテ發セラレタルモ
ノトシテ本人ヨリ引續キ各内閣ヘ抗議書ヲ提出シタリト聞ク現内閣ハ此
辭令モ尙ホ憲法上適正ノ效力アリト認メ此抗議ヲ排却セントスル意カ憲
法上無窮ノ成例ト相成ルヘキ重大ノ事項ニ付キ特ニ明確ナル管辯ヲ求
ム

○司法權ハ天皇ノ御名ニ於テ裁判所之ヲ行フモノニシテ裁判所ハ憲法上
獨立ノ地位ヲ保維セラレサル可カラサルモノナルコトハ素ヨリ論ナキ處
ナリ隨テ裁判所ノ實體タル裁判官ヲ免職スル權能ハ此獨立ノ要義ニ基キ
憲法上ニ規定セラレアリテ嚴乎侵犯スルヲ許サル所ナリ若シモ憲法上
又同年十二月十八日付内閣ノ名ヲ以テ免本官辭令ヲ發表シ
令ハ憲法第五十八條第二項ノ免職保障ヲ無視シ同法第十條但書權能所屬
ノ規定ニ背戾シ即チ憲法上權能ヲ有セサル機關ニ依リテ發セラレタルモ
ノトシテ本人ヨリ引續キ各内閣ヘ抗議書ヲ提出シタリト聞ク現内閣ハ此
辭令モ専ホ憲法上適正ノ效力アリト認メ此抗議ヲ排却セントスル意カ憲
法上無窮ノ成例ト相成ルヘキ重大ノ事項ニ付キ特ニ明確ナル管辯ヲ求
ム

○木村格之輔君演壇ニ登ル
本員ハ商法施行法案非訟事件ノ手續法中改正
委員長ニハ本員が當選致
此二案ト
モ同一ノ性質アリマスカラ、同一ニ御報告スルガ、當然アルト云フ考ニア
リマスカラ、同一ニ御報告ヲ致シ、商法修正案ハ、諸君が御承知ノ通、貴衆
兩院ヲ通過致シマシタ、是が通過致シマシタ上ハ、舊——今日用ヒマシテ居
リマス商法ト、貴衆兩院ヲ通過致シマシタ商法トデハ、抵觸スル事柄ガアリ
マスカラ、是非施行法ヲ定メナケレバ、活用スルコトガ出來ヌト云フコトハ、

○木村格之輔君演壇ニ登ル
本員ハ商法施行法案非訟事件ノ手續法中改正
委員長ニハ本員が當選致
此二案ト
モ同一ノ性質アリマスカラ、同一ニ御報告スルガ、當然アルト云フ考ニア
リマスカラ、同一ニ御報告ヲ致シ、商法修正案ハ、諸君が御承知ノ通、貴衆
兩院ヲ通過致シマシタ、是が通過致シマシタ上ハ、舊——今日用ヒマシテ居
リマス商法ト、貴衆兩院ヲ通過致シマシタ商法トデハ、抵觸スル事柄ガアリ
マスカラ、是非施行法ヲ定メナケレバ、活用スルコトガ出來ヌト云フコトハ、

| | | |
|--|--|--|
| ○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君(九十七番) 唯今委員長カラ辯ぜラレマシタ通極急務ナコト デ、又少モ異議ノアル點ハアリマセヌカラ、讀會ヲ省略シテ確定ヲ望ミマス 〔賛成々々ト呼フ者アリ〕 | ○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異 議アリマスマイカ | ○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異 議アリマスマイカ |
| ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案全部ヲ議題ニ供シマシテ、朗 讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案全部ヲ議題ニ供シマシテ、朗 讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、本案全部ヲ議題ニ供シマシテ、朗 讀ヲ省略致シマス |
| 第二 費族院 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 送付 | 第一讀會ノ續(委員長) 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 御異議ガナケレバ、本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ | 確定議 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 第一讀會ノ續(委員長) 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 御異議ガナケレバ、本案全部ヲ議題ニ供シマシテ、朗 讀ヲ省略致シマス |
| ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第二、非訟事件手續 法中改正法律案、第一讀會ノ續 | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第二、非訟事件手續 法中改正法律案、第一讀會ノ續 | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第二、非訟事件手續 法中改正法律案、第一讀會ノ續 |
| ○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異 議アリマスマイカ | ○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異 議アリマスマイカ | ○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異 議アリマスマイカ |
| ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略致シマシテ、全部ヲ議 題ニ供シマス、朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略致シマシテ、全部ヲ議 題ニ供シマス、朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略致シマシテ、全部ヲ議 題ニ供シマス、朗讀ヲ省略致シマス |
| 非訟事件手續法中改正法律案 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 | 非訟事件手續法中改正法律案 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 | 非訟事件手續法中改正法律案 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 |
| 第三 議事日程 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 | 第三 議事日程 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 | 第三 議事日程 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 |
| ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス |
| 第四 葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案 〔葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案〕 提出 | 第四 葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案 〔葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案〕 提出 | 第四 葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案 〔葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案〕 提出 |
| ○野間五造君(百九十八番) 異議ガアラウト思ロマス ○野間五造君(百九十八番) 委員長ガ、都合ガ悪ルケレバ、理事ガ代テ報告 ヲシテ宜シトイ思フ、自分ハ即チ理事ニアリマスカラ、代ツテ報告ヲ致シマス ○議長(片岡健吉君) モウ宣告が濟ミマシタ、次ハ議事日程ノ第四、葉煙草 專賣法違犯事件ニ關スル法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○野間五造君(百九十八番) 異議ガアラウト思ロマス ○野間五造君(百九十八番) 委員長ガ、都合ガ悪ルケレバ、理事ガ代テ報告 ヲシテ宜シトイ思フ、自分ハ即チ理事ニアリマスカラ、代ツテ報告ヲ致シマス ○議長(片岡健吉君) モウ宣告が濟ミマシタ、次ハ議事日程ノ第四、葉煙草 專賣法違犯事件ニ關スル法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○野間五造君(百九十八番) 異議ガアラウト思ロマス ○野間五造君(百九十八番) 委員長ガ、都合ガ悪ルケレバ、理事ガ代テ報告 ヲシテ宜シトイ思フ、自分ハ即チ理事ニアリマスカラ、代ツテ報告ヲ致シマス ○議長(片岡健吉君) モウ宣告が濟ミマシタ、次ハ議事日程ノ第四、葉煙草 專賣法違犯事件ニ關スル法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス |
| 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 | 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 | 第五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 提出 |
| ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス ○議長(片岡健吉君) 恒松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 ○議長(片岡健吉君) 恒松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 | ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス ○議長(片岡健吉君) 恒松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 ○議長(片岡健吉君) 恒松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 | ○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス ○議長(片岡健吉君) 恒松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 ○議長(片岡健吉君) 恒松君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ 〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕 |
| ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス |
| ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス | ○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御異議ガアリマスマイカ ケレバ、確定致シマス――次ハ議事日程ノ第六、北海道拓 殖銀行法案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス |

第六 北海道拓殖銀行法案(政府提出貴族院送付)

第一讀會

北海道拓殖銀行法案

第一章 總則

利ノ債券ヲ發行スルコトヲ得
低利ノ債券ヲ發行シタルトキハ發行後一箇月以内ニ抽籤ヲ以テ其ノ發行
券面金額ニ相當スル舊債券ヲ償還スヘン

第二條 北海道拓殖銀行ハ北海道ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的

トス

北海道拓殖銀行ハ株式會社トシ其ノ本店ヲ北海道札幌ニ置ク

第三條 北海道拓殖銀行ノ資本金ハ參百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケテ

之ヲ増加スルコトヲ得
テ之ヲ延長スルコトヲ得

第二章 重役

北海道拓殖銀行

取締役四人以上ヲ置ク

第五條 取締役ハ五十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選

任シ其ノ任期ヲ三箇年トス

監査役ハ三十株以上ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其

ノ任期ヲ二箇年トス

第六條 取締役ハ在任中何等ノ名稱ニ拘ラス他ノ職務ニ從事スルコトヲ得

第三章 營業

第七條 北海道拓殖銀行ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

第一 東北三十箇年以内ニ於テ年賦償還ノ方法ニ依リ不動產ヲ抵當トスル貸付

第二 五箇年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ不動產ヲ抵當トスル貸付

第三 北海道ノ拓殖ヲ目的トスル株式會社ノ株券債券ヲ質トスル貸付及其

ノ社債券ノ應募、引受

第四 北海道ノ農產物ヲ擔保トスル貸付及荷爲替

第五 預り金及保護預り

前項第三號ノ事業ニ使用スヘキ金額ハ前項第一號及第二號ニ依ル貸付金

總高ノ五分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

第八條 北海道區町村制ヲ施行セル區町村及其ノ他法律ヲ以テ組織セル北

海道ノ公共團體ニ對シ北海道拓殖銀行ハ無擔保ニテ年賦若ハ定期償還ノ

方法ニ依リ貸付ヲ爲スルコトヲ得

第九條 北海道拓殖銀行ハ營業上餘裕金アルトキハ國債證券地方債證券又

ハ社債券ヲ買入ルコトヲ得ス

第十條 北海道拓殖銀行ハ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ムコトヲ得ス

ト雖其ノ貸付金全部ノ償還ヲ要求スルコトヲ得

第四章 債券

第十二條 北海道拓殖銀行ハ拂込資本金額ノ五倍ヲ限り債券ヲ發行スルコ

トヲ得但シ第七條第一號ニ依ル貸付金總高ヲ超過スルコトヲ得ス

第十三條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還高ニ應シ每

年二回以上抽籤ヲ以テ其ノ債券ヲ償還スヘシ

第十四條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ニ依ル貸付金ノ償還延滞シテ豫期ノ金額ニ達セサルトキハ前條ト同時ニ抽籤ヲ以テ延滞金額ニ相當スル債券ヲ償還スヘシ

第十五條 北海道拓殖銀行ハ債券借換ノ爲一時第十二條ノ制限ニ依ラス低

第十六條 北海道拓殖銀行ハ毎營業年度準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益ノ百分ノ八以上ヲ積立テ及利益配當ノ平均ヲ得セシムル爲利益ノ百分ノ二以上ヲ積立ツヘシ

第五章 準備金

第六章 政府ノ監督及補助

第十七條 政府ハ北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監督ス

第十八條 北海道拓殖銀行ハ其ノ定款ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 北海道拓殖銀行ハ株主ニ配當金ノ分配ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 北海道拓殖銀行ハ第七條第一號ノ貸付金利子ニ付毎營業年度ノ初ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ經テ其ノ最高歩合ヲ定ムヘシ其ノ營業年度内ニ於テ之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第二十一條 主務大臣ハ北海道拓殖銀行ノ營業上法律命令又ハ定款ニ背戾シ若ハ公益ヲ害スル事件アリト認ムルトキハ之ヲ制止スヘシ

第二十二條 北海道拓殖銀行ハ主務大臣ノ命令ニ從ヒ其ノ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出スヘシ

第二十三條 政府ハ北海道拓殖銀行監理官ヲ置キ主務大臣ノ指揮ヲ承ケテ

北海道拓殖銀行ノ業務ヲ監視セシム

第二十四條 北海道拓殖銀行監理官ハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ノ金庫、

券書庫、帳簿及諸般ノ文書ヲ検査スルコトヲ得

第二十五條 北海道拓殖銀行監理官ハ監視上必要ナリト認ムルトキハ何時ニテモ北海道拓殖銀行ニ命シテ營業ニ關スル諸般ノ景況及計算報告書ヲ差出サシムルコトヲ得

第二十六條 前條ニ依リ政府ノ引受ケタル株式ニ對シテハ北海道拓殖銀行

述スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ百萬圓ヲ限度トシ北海道拓殖銀行ノ株式ヲ引受クヘシ

第二十八條 第七條前條ニ依リ創立初期末日ヨリ十箇年間ハ利益配當ヲ爲スコトヲ要セス

第二十九條 第十條ノ規定ニ反シ此ノ法律ニ記載セサル業務ヲ營ミタルトキ

第三十條 第十二條ノ規定ニ反シ債券ヲ發行シタルトキ但シ第十五條第一項ニ依レルモノハ此ノ限ニアラス

第三十一條 第十三條第十四條及第十五條第二項ノ規定ニ反シ債券ノ償還ヲ爲サルトキ

第三十二條 第十八條北海道拓殖銀行ノ取締役第六條ノ規定ヲ犯シタルトキ

第二十九條 北海道拓殖銀行ノ發行スル債券ヲ偽造又ハ變造シテ行使シテ者ハ刑法第二百四條ノ例ニ依リ處罰ス其ノ模造ニ關シテハ明治二十八年法律第二十八號通貨及證券模造取締法ニ依リ處分ス

附 則

第三十條 **主務大臣ハ北海道拓殖銀行設立委員ヲ置キ北海道拓殖銀行ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム**

第三十一條 **設立委員ハ定款ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集ス**

第三十二條 **設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ**

第三十三條 **創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北海道拓殖銀行取締役ニ引渡スヘシ**

第三十四條 **北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ適用ス**

○議長(片岡健吉君) 御質問ガゴザイマセネバ、議事日程ノ第七、特別委員選舉

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、此委員ハ九名ニシテ、議長指名ト云フ動議が出マシタガ、議長指名ニ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議長が指名スルコトニ致シマス——議事日程ノ第八、辯護士法中改正追加法律案第一讀會ノ續委員長報告

○議長(片岡健吉君) 辯護士法中改正追加法律案(鳩山和夫君外十七名提出)

○議長(片岡健吉君) 綏島相政君

○議長(片岡健吉君) **(綏島相政君演壇ニ登ル)**

○綏島相政君(二百二十九番) 辯護士法中改正追加法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、此問題ハ法曹社會ニ於キマシテ、餘程重大大な問題デゴザイマスカラ、御報告モ幾ラカ長クナルカモ知レマセヌカラ、豫メ御斷申シテ置キマス(ドウカ簡短ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ)是ハ御手許ニ配付致シテ置キタル通ニ、第四條ノ二號中ニ「司法省舊法學校正則部卒業生」ノ下ノ「及」ト云フ字ヲ取りマシテ「判事檢事登用第一回試験及第者」ノ下ニ「及文官高等試験及第者」ト云フノ十字ヲ加ヘルコトニ致シマシタノデアリマス、此文官高等試験及第者ヲ之ニ加ヘルト云ニ附キマシテハ、二名ノ反對ニ對スル三名、即チ一名ノ多數ヲ以テ、斯セラレル委員ノ御說ハ元來此文官高等試験ト云フノハ、文官採用ノ目的ヲ以テ舉行スルモノデアル、又判檢事辯護士試驗科目ト文官高等試驗ノ科目ト云モノモ多少違テ居ル、殊ニ辯護士ニ最必要ナル所ノ訴訟法ト商法ト云フモノハ、此試験科目ノ中ニ擇一二ナフテ居ル、辯護士ニシテ刑事訴訟法民事訴訟法ヲ知ラナクテハナラヌ、一日モ離ルベキモノノデナイ、又文官高等試驗及第ノ科目ハ、重ニ經濟學ト理財學ノ方ニ重キヲ置イテアルモノノデアルカラ

試験ヲ受ケントスル者モ、其重イ方ニ向クテ研究ヲ致シ、試験ノ科目モ亦其重イ所ノモノニ向クテヤルト云フヤウナ風ニナシテ居ルノデアルカラシテ、之ヲ前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サンムルコトヲ要ス

第三十二條 **設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ銀行設立ノ認可ヲ稟請スヘシ**

第三十三條 **創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ北海道拓殖銀行取締役ニ引渡スヘシ**

第三十四條 **北海道拓殖銀行ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ハ明治二十三年法律第七十二號銀行條例ヲ適用ス**

○議長(片岡健吉君) 御質問ガゴザイマセネバ、議事日程ノ第七、特別委員選舉

○議長(片岡健吉君) 恒松隆慶君カラ、此委員ハ九名ニシテ、議長指名ト云フ動議が出マシタガ、議長指名ニ御異議ハアリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議長が指名スルコトニ致シマス——議事日程ノ第八、辯護士法中改正追加法律案第一讀會ノ續委員長報告

○議長(片岡健吉君) 辯護士法中改正追加法律案(鳩山和夫君外十七名提出)

○議長(片岡健吉君) 綏島相政君

○議長(片岡健吉君) **(綏島相政君演壇ニ登ル)**

○綏島相政君(二百二十九番) 辯護士法中改正追加法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、此問題ハ法曹社會ニ於キマシテ、餘程重大大な問題デゴザイマスカラ、御報告モ幾ラカ長クナルカモ知レマセヌカラ、豫メ御斷申シテ置キマス(ドウカ簡短ニ願ヒマス)ト呼フ者アリ)是ハ御手許ニ配付致シテ置キタル通ニ、第四條ノ二號中ニ「司法省舊法學校正則部卒業生」ノ下ノ「及」ト云フ字ヲ取りマシテ「判事檢事登用第一回試験及第者」ノ下ニ「及文官高等試験及第者」ト云フノ十字ヲ加ヘルコトニ致シマシタノデアリマス、此文官高等試験及第者ヲ之ニ加ヘルト云ニ附キマシテハ、二名ノ反對ニ對スル三名、即チ一名ノ多數ヲ以テ、斯セラレル委員ノ御說ハ元來此文官高等試験ト云フノハ、文官採用ノ目的ヲ以テ舉行スルモノデアル、又判檢事辯護士試驗科目ト文官高等試驗ノ科目ト云モノモ多少違テ居ル、殊ニ辯護士ニ最必要ナル所ノ訴訟法ト商法ト云フモノハ、此試験科目ノ中ニ擇一二ナフテ居ル、辯護士ニシテ刑事訴訟法民事訴訟法ヲ知ラナクテハナラヌ、一日モ離ルベキモノノデナイ、又文官高等試驗及第ノ科目ハ、重ニ經濟學ト理財學ノ方ニ重キヲ置イテアルモノノデアルカラ

試験ハ擇一二ナシテ居リマシテモ、試験ヲ受ケル者ハ、總テヲ十分ニ研究致シ成ル程一二科目ノ達フコトハ、達モ致スケレドモ、今日ノ及第者ノ中ニモ、矢張此双方ニ依シテ及第シタ者ガ段々アル、又刑法民法商法杯ヲ調ベルモノガ、マルッキリ外ノモノヲ調ベナイト云フコトハ、決シテナインデアル、之ヲアフタノデアリマス、然ルニ是ニ對シマシテ、追加ニ贊成ノ諸君ノ御意見ハ、居ルニ達ハナイノデアル、大體ノ試験科目ヲ比較シテ見ルト云フト、此辯護士試験ニ優シテ居ルトモ、決シテ其低イ程度ノ試験デハナイノデアル、之ヲ加ヘナイト云フノハ、權衡上甚ダ不都合デアルカラ、是非之ヲ加ヘタ方ガ宜カラウト云フヤウナ御意見デアツタノデアリマス、政府委員ハ是ニ對シマシテハ、好シニ同意ハ表シナシガ、又強テ反対モ致サナイ、先ツドウデモ宜シト云フヤウナ語氣ヲ以テ、政府委員ハ答ヘテ居ラレタノデアリマス、丁度二名ニ對シマスル三名、即チ一名ノ多數デ、此通ニ修正ヲ加ヘルコトニナリマシタノデアリマス、ソレカラ第十二條ノ「一」トアリマスル中ニ「辯護士ハ」ノ下ニ「裁判所ト云フ文字ガ、原案ニハアタノデアリマスルガ、之ヲ改メテ「法廷」スル云フ譯ニ修正ヲ致シタノデアリマス、此原案ノ通ニ致シマスレバ、裁判所ニ於テ、斯ウナクテ居ルノアリマシテ、此裁判所ト云フ意味ハ、餘程廣く解釋サレルモノデアル、即チ受付モ——辯護士ガ受付ニ對スルニモ、矢張此中ニ這入ル、又檢事局ニ對シテモ此中ニ這入ル、又書記局ニ對シテモ此中ニ這入ル、又臨檢ノ場合ニモ、矢張臨檢ノ場所其モノガ、臨時裁判所ト云フコトニ言ハレル場合モアルノデアリマスルカラシテ、此原案ノ儘デハ、餘リ廣キニ失スルノデアル、勿論又提出ノ精神モ、法廷内ニ於ケル弊害ヲ認メテ、之ヲ矯正スルタメニ提出サレマシタ所ノ原案デゴザイマスルカラ、明ニ茲ニ區域ヲ定メタ方ガ、宜シカラウト云フ所カラ、裁判所トアリマスルノ法廷ニ於テ、斯コトハ、不同意デアル、第一ニ此條文ハ、甚ダ不完全デアル、第二ハ普通ノ人デスラ、裁判所ノ許可ヲ受クレバ、臨時ノ辯護人トナルコトガ出來ルモノニアル、然ルニ同ジ同一ノ公廷ニ於テ、辯護ヲスルニ附イテ、辯護士ニハ言論自由ノ保障ヲ與ヘテ、サウシテ通例ノ人民ニ之ヲ與ヘナイト云フノハ、甚ダ不都合デアル、第二ニハ、辯護士ニスル特權ヲ與ヘルナラバ、ナセ檢事ト判事ニ此特權ヲ與ヘナイカ、辯護士ハ無責任ナコトヲ云ウテモ宜シ、判事ト檢事ハ云フコトガ出來ナイト云フノハ、甚ダ不釣合ナ話デアル、第四ニハ、凡ツ外國ノ例ヲ調查致シテ見タ所デ、斯ル特權ヲ辯護士ニ與ヘル所ノモノハ見レナイ、皆責任ト云フモノハ、負フコトニナシタノデアル、ソレデ若シスウ云フデスラ、裁判所ノ特權ヲ辯護士ニ與ヘタナラバ、或ル場合ニハ、飛シテモナイ所ノ復讐ヲ辯護士ガヤラカスカモ知レナイ、ソレテ詰リ此今日マテ判檢事ノ間ト辯護士トノ間ノ衝突ハアルト云フコトハ、ソレハ事實デハアラウ、事實デハアラウケレドモ、是ハ人ニ依ルコトデアル、人ニ在ルコトデアル、何カ據ル所ガアッテ、一般的ニ是ガ衝突ヲスルト云フノデハナイ、判事ニセヨ、檢事ニセヨ、辯護士ニセヨ、其人ニ在ブテアル譯デアルカラシテ、特ニ斯ル條項ヲ追加致シテ、辯護

護士ニ特權ヲ與ヘル必要ヲ認メナイ、斯ウ云フ理由ヲ以テ、政府委員ハ絶對的ニ本案ニ對シテ、反對ヲ致シタノデゴザイマス、又一名反對サレタ人モ、矢張政府委員ノ口調ト大同小異ノ御意見ヲ以テ、反對ヲサレタノデアリマスル、所ガ一名ニ對シマスル五名ノ委員ノ意見ト云フモノハ、第一條文ノ不完全ト云フガ分ラナイ、何處が不完全デアルカ、不完全デアルナラバ、完全ニ修正ヲシヤウ、第一ニ普通ノ人民ガ、臨時裁判所ノ許可ヲ受ケテ辯護ヲスル場合ニ、是ニ特權ヲ與ヘナイト云フノハ、抑々本案ハ辯護士法ノ改正追加ノ法律案デアリテ、一般人民ニ關係ノ及バニ一所ノ法案デアルカラシテ、サウ云フ所マデ此提出者ハ豫想シテ出シタモノノデナイン、若シ一般人民ニ斯ル特權ヲ與ヘタイト云フコトデアルナラバ、其必要ヲ感ズル政府ナリ、若クハ議員ノ中カラ、ソレヲ提出スルガ宜シイ、ソレカラ判事検事ニ與ヘナイトノハ、ソレハ必要ガナイカラデアル、今マテノ實例ニ於テモ、判事が検事ヲ罵リ、検事が判事ヲ侮辱致シタト云フノデ、裁判沙汰ノ起ツタ例ハ一モナイン、今マテ日本國中ノ裁判所ニ併ナガラ判事検事ト辯護士トガ衝突致シマシテ、辯護士ガ懲戒訴追ヲ受け、或ハ官吏侮辱等ノ罪ニ陥ツタノハ、續々其例ノアルコトデアルカラ、無暗ニ辯護士ト同様ニ判檢事ノ方ヘ期ル特權ハ與ヘル必要ガナイノデアルカラ、與ヘルニハ及バヌノデアル、斯様ナ理由、ソレカラ外國ノ方ニ於キマシテハ、或ハ政府委員ノ云フ通此例ガナイカハ知リマセヌ、知リマセヌケレドモ、外國ノ法官坏ト云フモノハ、餘程進歩シテ居リマスルカラ、無暗ニ辯護士ノ揚足ヲ取ツタリ、僅ナ口先ヲ咎メテ、官吏侮辱ノ懲戒訴追ト云フヤウナ馬鹿氣タコトヲ外國ノ判事ニスル者ハナカラウ、ソレデ斯ル必要ヲ認メナイガ故ニ、斯様ナ特權ヲ與ヘナイノデアル、ソレカラ變ナ所デ、又復讐致シテハナラヌト云フ氣遣デアルケレドモ、唯辯護士社會デハ、是ダケノ保證ヲ得テ、サウシテ人權ノ鞏固確立ヲ期シテ往カウト云フニ過ギヌノデアリテ、何カ鬱憤のニ斯様ナモノヲ後楯ニシテ置イテ、殊更ニ何カ衝突ヲ致シテ遣ラウト云フ趣意デ、提出シタ法案デハナイノデアル、デ一々政府委員ノ云フ所ノモノハ、今日ノ實際ニ迂闊ナル所ノ議論デアルカラト云フ點ヲ以テ、一々政府委員ニ排撃致シマシテ、サウシテ本案ノ通修正ヲ加ヘマシタ次第デアリマス、ソレデ願ハクハ直チニ二讀會ヲ開カレルヤウナ御都合ニ希望致シマス

○恵松隆慶君(九十七番)此案ハ直チニ二讀會ヲ開クト云フ委員長ノ說デゴザイマシタガ、隨分第十二條ハ人權——マア私ハ、此案ハ惡ルイデモナインガ、時期ガ早イト云フ考デゴザイマシタガ、ドウヤラ修正説ガ出ルヤウデゴザイマス、私ハ二讀會ヲ開クコトニ賛成致シマス

○議長(片岡健吉君)二讀會ヲ開クコトニ御異議アリマスマイカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、直チニ開クコトニ致シマス

辯護士法中改正追加法律案

第二讀會

○議長(片岡健吉君)本案第四條ヲ議題ニ供シマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

○東良三郎君(百二十番)極簡單ナ事柄デゴザイマスルガ、此第四條ノ第二

ノ末ニ、委員長ノ報告ノ如ク文官高等試験及第者ヲ加ヘルコトニナツテ居マス、然ルニ此事柄ハ、委員會ニ於テハ、僅カ一名ノ差違デ、此修正説ガ成立タ譯デゴザイマス、故ニ少數意見トシテ報告スル譯デゴザイマシタケレドモ、手續が出來マセナンダカラシテ、少數意見ノ報告デナク、私一個ノ説トシテ原案維持説ヲ極テ簡短ニ述べヤウト思フ譯デゴザイマス、最モ議論トシテ述べキ事柄ハゴザイマセヌ、唯辯護士ノ資格ヲ有スル者ハ、法律學ヲ卒業シタ者等試験ニ及第シタ者モ辯護士ニナルコトヲ許サウト云フノガ、委員會ノ多數科ニアテ、最モ實務上ノ研究ヲ要スベキモノデアル、然ルニ文官高等試驗ニ依クテ試験ヲ受ルカ、如何ナル科目ニ及第シタル者ガ、文官高等試驗及第者アルカト云フコトヲ調查シテ見マスルト云フト、此處が極必要ナ事柄デアル、辯護士ハ諸君ノ御承知ノ如ク民刑訴訟法民法商法、是ガ最モ必要ナル學科ニアテ、最モ實務上ノ研究ヲ要スベキモノデアル、然ルニ文官高等試驗ニ立テ試験ヲ受ル人ハ、多く經濟財政ト云フコトニ學力ニ富シテ居ル人デ、ナイ、即チ民刑訴訟法トソレカラ商法ト經濟學ト、此三科ノ中ヲ選擇シテ、其一つニ附イテ答案ヲ作カテ、其答案ニ及第スレバ、ソレデ文官高等試驗及第者トシテ今日マテ許サレテアルデゴザイマス、ソレ故文官高等試驗及第者ノ側ニ立テ試験ヲ受ル人ハ、多く經濟財政ト云フコトニ學力ニ富シテ居ル人デ、試験ヲ及第レナガラ、任官ヲセズシテ居ル人ガ、多少アリマスカラシテ、勢此三ツノ選擇科目ニ附イテ試験ヲ受ケル當時ニ當ラテ、必ず經濟學ダケヲ受ケテ、トシテ肝腎ナル學科ニ附イテハ、答案ヲ作ラズシテ及第シテ居ル人ガ、多數デアルト云フコトハ、確ナ事實デアル、右様ナ譯デアルカラ、特ニ文官高等試驗ヲ及第レナガラ、任官ヲセズシテ居ル人ガ、多少アリマスカラシテ、勢此三ツノ選擇科目ニ附イテ試験ヲ受ケル當時ニ當ラテ、必ず經濟學ダケヲ受ケテモ狂ゲテ、此辯護士ノ資格ノ中ニ文官高等試驗ノ資格ヲ加ヘルト云フコトハ、斯様ナル變則ノ及第者ヲ引込シテ、辯護士ヲ殖ヤス必要ハナイン、故ニ必要モシテモ、之ヲ入レル必要ト云フコトハ何モナイン、又理窟ノ上カラ申シマシテモ、最モ必要ナル科目ニ附イテ及第シテ居ラナイ人ヲ此辯護士ノ資格ヲ許スト云フ側ニ入レルト云フ必要ハナイン、今日ハ澤山辯護士が全國ニ充満シテ居ル、斯様ナル變則ノ及第者ヲ引込シテ、辯護士ヲ殖ヤス必要ハナイン、故ニ必要カラ考ヘテモ、理窟カラ考ヘテモ、理窟カラ考ヘテモ、此修正案ハ甚ダ情實ニ流レタ案デアリマスカラ、元トミ提出席者ニナクテ居ル原文ノ儘ニ御贊成ヲ願フナデアリマス云タトアリマスガ、此法律學ヲ修メタルト云フコトハ、殆ド必要ノナイ文字ノヤウニ考ヘラレマス、是ハ何カ必要ガアリテ、法律學ヲ修メタルト云フ文字ヲ加ヘタノデアリマスカ、委員長デモ提出者デモ宜シウゴザイマス

○初見八郎君(百二十七番)第四條ニ「法律學ヲ修メタル法學博士帝國大學云タトアリマスガ、此法律學ヲ修メタルト云フコトハ、殆ド必要ノナイ文字ノヤウニ考ヘラレマス、是ハ何カ必要ガアリテ、法律學ヲ修メタルト云フ文字ヲ加ヘタノデアリマスカ、委員長デモ提出者デモ宜シウゴザイマス

○鰐島相政君(二百一十九番)願ハクハ提出者カラ、答辯ガアルヤウニ…

○東良三郎君(百二十番)提出者ノ一人トシテ御答シマス、是ハ經濟專修ノ卒業生ニシテ法學士ノ稱號ヲ受ケテ居ル人ガアル、故ニ其人ヲ除クガタメニ、法律學ヲ專修シタル法學ト云フ文字ヲ使フタノデアリマス

(「採決」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君)少數ト認メマス、原案ニ附イテ御異議ハアリマスマイ起立者少數

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
モ辯護士ノ方デハ、ソレガ勝手次第アルト云フ、斯ウ云フノハ餘リドウ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス
〔原案ヲ採テ貰ヒタイ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 原案ニ不同意ガアリマスカ
○井上角五郎君(百八十九番) 唯今ノハ、原案ニ附イテ、一ツ起立ヲ徵シテ見

テ貰ヒタイ
〔今ノハ全部議題ニナクタカ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 第四條ヲ議題ニ供シタノデ、御異議ガアリマスカ
〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ第十二條

(鰐島相政君演壇ニ登ル)

○鰐島相政君(二百一十九番) 本員ハ此十二條ノ一トアリマスル所ニ、修正

ヲ加ヘタイ積アゴザイマス、委員會ノトキニ於キマシテハ、格別氣ニモ附カ

ナカクタノアリマスガ、委員長トシテ此案ノ報告ヲ爲シマスルニ附イテ、少

シク取調ヲ致シテ見マシタ所ガ、ドウモ此十二條ノ一ニ「辯護士ハ裁判所ニ

於テ」トアリマスルノフ、委員會ヲハ「法廷ニ於テ」ト、斯ウ修正ハ致シテアリ

マスケレドモ、尙ホ是アモ本員ハ餘リ権利ガ廣過ギハシナイカト云フノ考ヲ

持テ居ルノアリマス、デ、凡ソ此辯護士ノ職務ヲ大別致シマスレバ、民事訴

訟事務ト刑事訴訟事務トツニシカ、大別ハ出來ヌモノアツテ、辯護士ガ法

廷ナリ裁判所ナリニ於テ、其職務ヲ行フタメニ爲シタル言論ト云ヘバ、即チ民

事訴訟ノ場合モ、刑事訴訟ノ場合モ、何レノ場合モ、苟モ辯護士トシテ職務ヲ

行フ場合ニハ、皆此條ニ合蓄セラル、コトニナルノデアル、故ニ本員ハ此中カ

ラ民事訴訟ニ關シマスル所ノ部分ダケハ、除外ニ附シタ方ガ、今日デハ適當デ

アラウト云フヨトヲ信ジテ居ル、其事由ヲ述ベマスルガ、此民事ノ訴訟ニ附キ

マシテハ、現ニ現行ノ訴訟法ニ於キマシテ、檢事ガ此民事ノ訴訟ニ立會ヒマ

スル場合ハ、極少イ場合デアル、極少イ場合デアル上ニ、檢事ガ原被兩方デ

争シテ居リマスル所ノモノニ向テ意見ヲ述ヘル、此意見ヲ述ベタル場合ニハ、

事實ノ間違サヘナケレバ、當局者ハ此檢事ノ意見ヲ駁撃スルコトモ、何スルコトモ出來ナイ現行ノ規則デアル、唯事實ニ錯誤アリ誤謬アリ、檢事ガ間違

タコトヲ言フタトキニ、ソレヲ正斯塔ケノ權利ハ、當事者若クハ訴訟代理人ニゴザイマスケレドモ、以上申シマスル通りニ檢事が、元來此民事訴訟ニ關係シマスル場合ハ、最モ少ナイ場合デアルノミナラズ、少イ場合ノ上ニ尙ホ其檢事トノ關係ト云フモノハ、前申述べマスル通ノ譯アリマスデアルカラシテ、檢事ト辯護士ト衝突スルト云フヤウナコトハ、無論ナインデアル、檢事ガ立會ハヌノデアルカラ、多クノ場合デハ——シテ見ルト民事ノ訴訟デハ、裁判長ト陪席判事、ソレニ原被雙方ト云フノアル、多ク此場合ニ議論ヲスルトキニハ、原告ト被告ト喧嘩スルノデナイ、裁判官ヤ陪席判事ハ唯ミ傍聴シテ聽イテ居ルダケデアル、ソレデ又民事訴訟ハ我訴訟法ニ於キマシテ、本人訴訟ト云フコトヲ認メテアルデ、本人訴訟ト云フノアル、多ク此場合ニ議論ヲスルトキニハ、原告ハ自身ニ出頭フシテ來テ、被告人ノ方デハ訴訟代理人ヲ頼ンダ、テ原被同等ノ者デアリマスルガ、併ナガラ是ヲ若シ原案ノ通ニ矢張辯護士ノ言論無責任ノ保障ヲ置クト云フト同シ訴訟ニ附イテ原告ハ本人ガ出テ普通刑法ノ制裁ヲ受ケナケレバナラヌノモ

ニ、辯護士ノ方デハ、ソレガ勝手次第アルト云フ、斯ウ云フノハ餘リドウモ辯護士ノ方ニ特權ヲ與ヘ過ギハシナイト思フノデアリマス、殊ニ又彼ノ區裁判所ノ如キニ於キマシテハ、本人訴訟デナクテモ、又辯護士デナクテモ、普通ノ人ガ訴訟代理ヲ爲スコトガ出來ル今日ノ規定ニナクテ居ルテ、辯護士バカリデハナク、訴訟代理人モ普通ノ人デ出來或ハ又各級裁判所ヲ通シテ本人訴訟ガ出來ル、今日ニ於テ辯護士バカリニ斯ル特權ヲ與ヘルノハ、ドウシテモモ不公平ノ感ガアルノデアリマス、ケレドモ私モ辯護士デアリマスカラシテ、成ルベク権利ハ澤山得タイト考ヘマスケレドモ、ドウモ少シク不道理デハナイカト云フ感ガアルノデアル、ソレ故本員ハ斯ウ云フ風ニ修正ヲ致シタインデアリマス、此第十二條ノ一ト云フ中ニ原案ハ「裁判所」トアリマスノヲ委員會ガ「法廷」トシテアリマスカラ、是ハ無論「法廷」ト云フコトニシテ「其」ト云フ字ガアリマス、ソノ「其」ト云フ本字ヲ削除シテ、コニ「刑事辯護」ト云フ四文字ヲ插入シテ、後トハ原案通、斯クスルト第十二條ノ一ガ「辯護士ハ法廷ニ於テ刑事辯護ノ職務ヲ行フタメニナシタル言論ニ付キト、斯ウナツテ來ル是ハ民事訴訟ノ方ヲ除外ニ付スルト云フ事實ヲ確ムルタメニ「刑事辯護」ト云ト云フコトハナインデアル、サウスレバドウシテモ斯ウ云フヤウニ大別致シマシテ、而シテ辯護士以外ニ訴訟ヲ爲スコトガ出來ル、今日デハ民事訴訟ニ附イテハ、普通ノ人間モ辯護士モ同様ニシナケレバ不公平デアル、殊ニ行政裁判所ノ如キモ、多ク人民カラ訴訟ヲ起ストキハ、辯護士ニ依頼シテ出シマスガ、被告ノ當局官廳ハ、多ク屬官杯ヲ用ヒテ居ル、今日デハ辯護士ニ依頼スル例モアリマスガ、多クノ場合部下ノ屬官ニ代理ヲ爲サシメテアル、此場合原告ノ方デハ、ドンナコトモ言フガ、一方ノ被告ノ訴訟代理ノ方デハ、之ニ反スルト云フコトデハ、甚ダ危險ナコトニナリハシマイカト思フ、ソレデ本員ハ以上ノ如ク修正ヲ加ヘタイ積デアリマス、併シ政府委員ハコソナ風ニ致シテモ、土臺反對デアリマスカラ、ソレニ附イテ一言申上ゲテ置キマス、刑事ニ於キマシテ普通ノ人民ガ裁判所ノ許可ヲ得マシテ、辯護ヲ致シマスル場合ハ極少イ場合デ、刑事ノ辯護ヲ素人ガヤル場合極少イ、殆ド今日ハ辯護士訴訟ト云フ方ニ段々ナツテ往キマスカラ、遂ニハ素人デ辯護ヲスルヤウナコトハ、皆無ニナツテ往カウト云フ考デアリマスカラシテ、サウ云フモノヲハ普通ノ辯護士ハ、刑事ノ辯護ヲ爲スタメ、又ハ民事ノ訴訟ヲ爲スタメ、特ニ設ケラレタモノ合デ、辯護ヲ素人ガヤル場合極少イ、殆ド今日ハ辯護士訴訟ト云フ方ナツテ、政府委員ガ彼是言フハ、當ヲ得ナイト思フ、殊ニ辯護人ハ御承知ノ通義務辯護ト云フモノガアツテ、重罪ニ在フテハ重罪人ガ自身辯護人ヲ選任セザル事ハ、裁判長ハ辯護士ニ命令シテ、而シテ辯護ヲ強テサセル、此場合正當理由ガナケレバ、辯護士ハ之ヲ拒ムコトガ出來ナイト云フコトハ、委員会ノ報告ヲ爲ストキ申上ゲマシタガ、ドウモ政府委員ガサウ云フコトヲ言フ人ガ唯チヨット或ル事件ニ附イテ辯護シタラ、ソレデソレモ特權ヲ與ヘナシテアリマスカラ、サウ云フノト同シコトデハナインカト思フ、判検事ニハ與ヘル必要ガナイト云フコトハ、委員会ノ報告ヲ爲ストキ申上ゲマシタガ、ドウモ政府委員ガサウ云フコトヲ言フ人ガ唯チヨット或ル事件ニ附イテ辯護シタラ、ソレデソレモ特權ヲ與ヘナシテアリマスカラ、サウ云フノト同シコトデハナインカト思フ、判検事ガ決シテ判事ガ檢事ヲ

黒リ檢事ガ判事ヲ黒ルト云フヤウナコトガアリテ、ソレガダメニ刑事ノ訴訟
ヤ何カ起シタコトハナイノデアル、ソレデ斯ウ云フコトハ、決シテ餘計ナ
御心配デアル又不理窟デアル、ドウシテモ是ハ人權ヲ發達シ、或ハ有罪ヲ有罪
トシ、無罪ヲ無罪トシテ裁判官が裁判ヲ維持シテ往カウト云フニハ、辯護人ニ
唯今本員ガ修正案ノ如キ位ノ保障ハ法律ガ與ヘテ置カレバ、ドウシテモ
十分ナコトハ出來ナイノデアル、共ニ満場ノ議員ニシテ、憲法上ノ保障ガナ
カツタラ、隨分奇妙ナ禍ニ罹ル人ガ續々アルデアラウト思フ（「ナシ」ト呼
フ者アリ）併ナガラソレガアルカラト云フテ無茶ナコトハ言ヘナイ議場ニハ
議長ト云フ者モアリ、或ハ議員ニ對シテハ懲戒法ガアル、ソレト同シク辯護
士ニ對シテハ、辯護士懲戒法ト云フモノガアリ、ソレノミナラズ法廷ニ於テ
ハ、裁判長ハ主權者デアリテ、無限ナ權利ヲ以テ其法廷ヲ整理スルモノニア
リマスカラ、此特權ヲ與ヘタカラト言ツテ、政府委員ガ憂ヘルコトハ、千萬
ナイコトデアラウト本員ハ考ルノデアル、ソレ故修正案ヲ提出致シマシタ

○利光鶴松君（百七十三番）議長

○議長（片岡健吉君）質問（デスマス）

○○利光鶴松君（百七十三番）演説ガアリマス

○○議長（片岡健吉君）ソレナラ通告ガアリマス、平岡萬次郎君

○○利光鶴松君（百七十三番）私ノハ原案ニ附イテ反対ノ意見デス

○○議長（片岡健吉君）原案ニ附イテ反対ナラ先ニ致シマス——利光鶴松君

○○利光鶴松君（百七十三番）（利光鶴松君演壇ニ登ル）演説ガアリマス

○○利光鶴松君（百七十三番）私ハ極簡短ニ反対ノ理由ヲ述ベマス、實ハ此案

ハ日本辯護士協會ニ於テ立案シマシテ、茲ニ現レタノデアリマスガ、私モ日

本辯護士協會ノ評議員ノ一人デアリマス、殊ニ本院ニ此案ヲ提出セラレマシ

タ諸君ハ、皆本院ニ於キマシテ私ノ先輩ノ法律家デゴザイマスカラ、之ニ反

對スルト云フコトハ、誠ニ心苦シイノデアリマス、併ナガラ國家ノタメ已ム

ヲ得ナイカラ、反対ヲ致スノデアリマスガ、私ノ詰リ法廷ノ辯論ニ憲法第五十

二條ニ於テ議院ニ與ヘタ如キ、自由ヲ與ヘテ置カレバ、十分ニ刑事ノ法

廷ニ立ツテ辯護ヲスルコトガ出來ナイカドウカ、又民事ノ訴訟ニ於テ其素志

ヲ達スルコトニ多少ノ不自由ガアルカドウカ、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、即チサ

ウ云フ自由ヲ與ヘル必要ガ、實際ニ於テアルカナイカ、サウ云フ頗未ヲ諸君

ニ御披露致シテ置キマシタラ、結論ハ私ガ申サズトモ、諸君ガ御判断ニナラ

ウト思ヒマス、私ハ十有餘年法廷ニ立ツテ此商賣ニ從事致シテ居リマスガ、

現在ノ儘ニ置キマシテ、未ダ曾テ言論ノ不自由ヲ感シタコトハナイノデアリ

マス、諸君モ御承知ノ通言論ニ依ツテ犯シ得ベキ罪ハ、ドウ云フ罪デアルト

云フト、是ハ三ツアル、第一ガ不敬罪、第二ガ官吏侮辱罪、第三ガ一般人民

ニ對スル誣毀ト云フノデアリマス、其後ハ腕力ナリ其他ノコトデヤラナケレ
バナリマセヌ、言論ニ依ツテ犯ス罪ハ、三ツデアリマス、然ルニ不敬罪ノコ
トハ取除ケテアリマス、誣毀ト云フコトハ極リキツテ居リマスガ、併シ私
ニ辯護が出來ナイトカ、或ハ民事ノ訴訟ニ十分意思ヲ徹底スルコトガ出來ヌ
トカ云フコトハナイ、早イ話ガ人ガ姦通ヲシタト云フコトヲ言フトキハ、是
ハ立派ナ誣毀デアリマス、誣毀ト云フコトハ極リキツテ居リマスガ、併シ私
ガ今離婚ノ訴ヲヤリマス、其時ニ離婚ノ理由トシテハ、姦通ヲシテ居ルトカ、
或ハ斯ウ云フ不埒ノコトガアルカラトカ申シテ、姦通ヲシタト云フコトヲ言
テ證明ヲシマシテモ、此申立、此證明、此辯論ハ、決シテ誣毀罪トシテ罰ス

○平岡萬次郎君（二百九十五番）辯護士ガ法廷ニ出デ、辯論スルノハ、獨り
自己ノタメノミデハナイ、四千万人民ノ孰ニカ代々テ法廷ニ出デ、辯論スル
者デアル、ソレ故ニ辯護士ノ自由ト云フモノハ、四千万人民ノ自由ニ關係ス
ルト云フコトハ、諸君ガ御承知ナケレバナラヌコトデアル、此改正案ヲ出シ
タノハ、決シテ辯護士ノタメニ出シタノデハナクシテ、四千万人民ノタメニ
出シタ譯デゴザイマス（「ノウ」「ヒヤ」「ト呼フ者アリ）我國ニ於テハ諸
君モ御承知ノ通官尊民界ト云フモノ、弊ノアルト云フコトハ、言ハズトモ
諸君ノ御承知ノコト、思フ、官尊民卑ノ弊ノ最モ集中シテ居ル處ハ、何處モ
ト云ヘバ、法廷デアルノデゴザイマス、法廷ニ往ケバ人民ハ人間デアルカ何
ダカ分ラムト云フヤウナ有様ハ、我國ノ古ク遡ラナクテモ、僅カ二三十年前
ニ遡ツテ見マスレバ、諸君ノ十分御考ノ出來ルコト、思ヒマス、此中ニハ隨
分人民ヲ人間ト見ラレナイヤウナ有様ヲ目撃セラレタ人モアラウト思フ、明
治初年ノ頃ハ實ニ其通デアツタ、此官尊民卑ノ弊ト云フモノハ、數百年來
因襲シテ習性トナツテ來テ居ルカラ、餘程不都合ノコトヲセラレテモ、其弊
ニ慣レテ人ガ怪マズニ居ル、併シ自由ノ人民カラ見レバ、實ニ苦シイコト
デアルノデゴザイマス、私ハ敢テ今日斯ル有様デアルトハ申シマセヌ、段々
世ノ中ノ進歩ニ連レテ、法廷ノ改良モ出來テ、餘程自由ニハ出來マスケレド
モ、尙ニ其弊ト云フモノハ、隱微ノ間ニ傳ツテ居ルノデアリマス、ワレデ吾
吾ハ人民ノ自由権利ヲ保護シ伸張スル所ノ公庭ニ於テハ、成ルベク自由ニサ
セナケレバナラヌ、又自由ナル言論ヲ以テ事實ヲ辯論シナケレバ、其情義ト
云フモノヲ盡スコトハ出來ナイ、其情義ヲ盡スコトガ出來ナケレバ、裁判ノ
公平ト云フコトモ求メラレナイ、裁判ノ公平ヲ得ヤウトスルナレバ、辯護士

ノ忌憚ナキ辯論ト云フモノニ依ラナケレバナラヌノデアリマス、ソレ故ニ今日ニ比較シテ、モソウト自由ナル所ノ言論ヲ爲シ得ラレヤウニシタイト云
フノガ、私ノ希望デアリマス、又此案ヲ提出スルノ理由デアルノデゴザイマス、サリナガラ幾ラ忌憚ナキ辯論ヲシタイ、自由ヲ得ナケレバナラヌ、人民ノ情義ヲ盡セナセカレバナラヌトハ申シナガラ、ソレガタメニ法廷ノ尊嚴ヲ瀆ストカ、或ハ法廷内ノ秩序ヲ紊ストカ云フ。ガ如キコトガアツタナラバ、是ハ大變ノコトデアリマスカラ、是非トモ其取締タケハ致サナケレバナラヌノデゴザイマス、其取締ハ今日ノ如キ辯護士ト云フモノハ、若シ法廷ニ於テ官吏侮辱ヲヤレバ、官吏侮辱ト云フモノト、ソレカラ懲戒訴追ト云フモノガアツテ、甚シキハ除名セラレ、辯護士ノ職ヲ褫奪セラレルト云フヤウナ、左様ニ重イコトヲシナケレバ、法廷ノ取締ハ出來ナイカト云ヘバ、ソレマデニ重イコトヲシナイデモ、十分取締ハ出來得ラレルト思フノデアリマス、辯護士ガ其職務ヲ褫奪セラレル、辯護士ノ職ヲ除名セラレルト云フコトニナルト、財産家ガ其財産ヲ舉テ沒收セラレルノト同様ナコトデアリマスカラ、隨分是ハ重イ罪ト言ハナケレバナラナイ、デ今日ノ所辯護士ニ二ツ弾ヲ食ハス必要ハナイ、官吏侮辱其上懲戒訴追、此一ツノモノヲ科セナイデモ、目的ハ達シ得ラレル、又法廷ノ尊嚴モ保チ得ラレル、秩序モ保チ得ラレルト信ズルノデアリマス、此裁判官ガ裁判ヲスルトキニハ——調ヘルトキニハ裁判長ガ總テ指揮スルノニアリマス、一言一句ソレハドウモ辯論ノ必要ハナイトカ、其辯論ハ不必要デアルト云フガ如キ言葉ヲ以テ、人々ノ辯論ヲ制限シテ往キマスカラ、決シテ亂ニ流レルコトハナイ、特ニ裁判所構成法ノ第百十一條ニハ「裁判長ハ不當ノ言語ヲ用ヰル辯護士ニ對シ同事件ニ付引續キ陳述スルノ權ヲ行フコトヲ禁スルコトヲ得其禁止ハ此ノ行狀ニ付懲戒上ノ訴追ヲナスコトヲ妨ケス」トアル、而シテ其訴追ト云フモノハ、除名マデ來ル、此刑ヲ科スルト云フコトハ分ニ其刑ノ目的ハ達シ得ラル、ノデ、此上ニ刑ヲ科スルト云フコトハ——或ハ官吏侮辱罪或ハ誹謗罪罵詈罪ニ問フト云フコトハ、徒ラニ刑ヲ峻酷ニスルノミデ、必要ノナインニ人ヲ苦シムルノデアル、刑ノ目的ハ人ヲ懲戒スレバ足リルノデ、其上ノコトハ徒ラニナル、凡ソ罪ヲ定メルニハ、刑ノ分量如何ト云フコトニ注意シナケレバナラヌ、辯護士ニ向シテハ懲戒訴追ハ重キ除名マデ往キマス、譴責、一百圓以下ノ過料、一年以下ノ停職除名、斯ノ如キコトガアリマスカラ、是デ以テ辯護士ガ法廷ニ於テ不當ノ言語ヲ爲スコトハ、十分取締得ラル、法廷ノ尊嚴モ十分ニ保チ得ラル、秩序モ十分ニ保チ得ラル、カラハ、其上官吏侮辱罪誹謗罪罵詈罪ト云フヤウナ刑ニ問フト云フ必要ハナイ、必要ガナインニ徒ラニ刑ヲ峻酷ニスルト云フノハ、野蠻ノ法律ト言ハナケレバナラヌ、ソレデ斯ノ如キ重キ刑ヲ科スルコトヲ止メタイト云フノガ、本案ノ趣意デアルノデ、此刑ヲ唯懲戒訴追除名ト云フコトニシテ、ソレデ懲戒ノ目的ヲ達シ得ラル、ナラバ、更ニ前述ベマシタ重キ刑ヲ科スル必要ハ何處ニアルカ、少モ其必要ヲ本員ハ見ナイ、即チ斯ノ如ク改正スル所以デゴザイマスガ、前ニ鰐島君カラ辯護士丈サウ云フコトデアツテ、普通人ニ與ヘナケレバ、權衡ガ取レヌデヤナイカト云フコトガアリマシタガ、是ハ大イニ間違ノ議論デアル吾々ハ普通人ニモ今述ベタヤウナ自由ヲ與ヘタイカラ、ソレハ法ノ惡ルイ所ハ直シテ往ケバ宜イノデ、議會モ開ケテ居ルカラ、御同感ナラバ明日ニデモ提出シテ、共ニ議會ヲ通過スルヤウニ致サウデヤゴザイマセヌカ、決シテ一方ニ惡ルイコトガアルカラ、其惡ルイノニ微ハナケレバナラヌト云フ必要

ハ、何處ニアルカ、共ニ改正スレバ宜イノデアルカラ、是ガ宜イナラ是ニモ同意シナケレバナラヌノデアル、ソレデ又検事モ判事モ共ニ自由ニシナケレバナラヌト云フコトナラ、ソレハ同ジク自由ニスルガ宜イノデ、決シテ不自由ナル檢束ヲ設クル必要ハナイ、只官等民界ノ弊如何ナルコトヲ裁判官檢事が云フトモ、懲戒訴追トカ謀殺トカ云フヤウナ罪ハ起ラナイカラ、餘リ必要スカラ、辯護士法案ハ辯護士ガ法廷ニ出タトキノ辯論ニ對スル取締ヲ設ケルハ見マセヌケレドモ、中ニ或ハ是ガ一ノ事件ニナツテ起ツテ來ルコトガアルカモ知レマセヌカラ、是モ共ニ改正スルヲ勧ムルガ宜イト思ヒマス、併ナガラ辯護士法案ノトキニアラユル改正ヲシヤウト云フコトハ、達シ得ラレマセヌカラ、辯護士法案ハ辯護士ガ法廷ニ出タトキノ辯論ニ對スル取締ヲ設ケルコトガ出来レバ宜イノデアリマス、ソレカラ利光君ノ議論ハ、殆ド辯駁スル價ハナイ、今日ノ儘デ不自由ヲ感ゼヌ、是ハ古來ノ因襲習トナックノデ、自分デ不都合ヲ感シテモ、丁度雪隠ノ中ニ這入ッテ居レバ、臭イコトヲ知ラヌ、習ヒ性トナツテ斯ノ如キ言ヲ發セラル、モノト考ヘマス、ソレカラモウ一言述べテ置カナケレバナラヌノハ、鰐島君ノ修正ニハ大反対デゴザイマス、前申ス通デゴザイマスカラ、獨リ刑事ノミニ限クテ、此コトヲ制限シヤウト云フコトハ甚ダ分ラヌ話デアル、辯護士ニ科スル刑ハ、是デ十分懲罰ノ目的ヲ達シ得ラレマスカラ、徒ラニ峻酷ノ刑ヲ設クルコトノ必要ハナイト云フガ、本案ノ骨子ノ理由デアルカラ、之ヲ改正スル必要ハ認メマセヌ、願ハクバドウカ御賛成ヲ願ヒタイト思ヒマス

(討論終結ト呼フ者アリ)

○山田武君(二百九十一番) 議長——聊カ補フテ置キタイト思ヒマスガ
○議長(片岡健吉君) 討論終結ニ動議ガ出マシテ、是ハ先決問題デアリマスカラ、採決致シマス、討論終結ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、鮫島相政君ノ修正說ニ定規ノ贊成ガアリマスカラ、ナイト認メマス、ソレデハ委員會ノ修正說ニ附イテ採決致シマス、委員會ノ修正說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、次ハ本案ニ附イテ採決致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本條ハ削除セラレタモノト認メマス、本條ガ否決スレバ自然消滅ト思ヒマスガ、御異議アリマスマイカスガ……

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通ニ致シマス、直チニ本案ノ三讀會ヲ開クト

○議長(片岡健吉君) 此「第十二條ヲ第十二條ノ一トス」ト云フノハ、第十二

條ガ……

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通ニ致シマス、直チニ本案ノ三讀會ヲ開クト

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通ニ致シマス、直チニ本案ノ三讀會ヲ開クト

○議長(片岡健吉君) 然ラバ其通ニ致シマス、直チニ本案ノ三讀會ヲ開クト

○諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、齋藤卯八君ハ取引所法中改正案ノ委員會ノ結果ヲ御報告ニナシテ、緊急動議デ之ヲ議シタイト云フ申出ガアリマスガ、此際ニ發議フナサイマスカ

○齋藤卯八君(百八十三番) ハイ

(齋藤卯八君演壇ニ登ル)

○齋藤卯八君(百八十三番) 取引所法中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報告申シマス、此取引所法中改正法律案ハ、政府提出貴族院送付ノモノニアリテ、又此案ハ極テ簡短ナルモノニアリマス、現行取引所法第十一條ハ、外國人

ガ取引所ノ株主タルコトヲ禁ジテアツタノニアリマスガ、新條約實施ノ後ハ、取引所ニ附イテハ特ニ此禁止スルノ必要ヲ認メズ、因ニテ之ヲ改正スト云フ案デゴザイマス、即チ現行法第十一條「帝國臣民ニアラサレハ取引所會員株主又ハ仲買人トナルコトヲ得ス」ト云フ十一條中カラ「株主」ノ二字ヲ削除スルト云フノニアリマス、此案ハ緊急動議ト

○恵松隆慶君(九十七番) ドウカ直チニ二讀會ヲ開カレテ、確定セラレシコトヲ望ミマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 賛成ガアリマスカラ、採決致シマス、議事日程ヲ變更

シテ取引所法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キタイト云フ緊急動議ニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス

○石黒涵一郎君(百四十一番) 此際議事日程ノ變更ヲ求メタイ、其問題ハ岡

山縣郡分合法案、是ハ既ニ先月ノ十日委員會ノ審查ニ付セラレタノニアリマスガ、日ヲ閱ミスルコト殆ド二十日ノ今日ニ至ルマデ、未ダ報告ヲ受取ルコトガ出來ナインデアリマス、會期モ將ニ盡キントスル本日ニ於キマシテ、其報告ヲ受取ラスト云フコトニナリマシタトキニハ、全國ノ各縣ノ中ニ獨リ

岡山縣ノミ府縣制ヲ施クコトが出來ナイト云フ結果ニナリマシテ、制度劃一ノ上ニ於テ甚ダ遺憾トスルノニアリマスカラ、此際議事日程ヲ變更シテ、

委員會ノ報告ニ期限ヲ附シタイ、之ヲ本院ノ議決トシテ報告ヲ求メタイト心得マスカラ、此動議ヲ提出致シマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○三田村甚三郎君(五十三番) 反對デス、議長カラ御注意ヲナサレバ宜シイ、

ソシナコトヲ決議シナクテモ宜イ

○議長(片岡健吉君) 注意シテモ日限ヲ定ムルコトハ出來マセヌ——今石黒

涵一郎君カラ、岡山縣下郡廢置法律案ノ委員會ガ未ダ報告ガナシ、之ニ日限ヲ

附シテ報告セシムルト云フ決議ヲシタイト云フ緊急動議デゴザイマスガ、議

事日程ヲ變更シテ之ヲ議スルコトニ御異議ハゴザイマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事日程ヲ變更シテ之ヲ議スルコトニ致シマス、百四十一番、登壇シテ其趣意ヲ御述ナサイ

(石黒涵一郎君演壇ニ登ル)

○石黒涵一郎君(百四十一番) 諸君、唯今本員ヨリ提出致シマシタ動議ノ趣旨ハ、略テ先刻述べマシタ通、此際本議會ニ於テ速ニ郡分合法案ノ決議ヲ得タ

イト云フ考ヲ持テ居リマスカラシテ、希ハクハ此審查會ノ報告ハ、三月三

日當議會ニ委員會ノ結果ヲ直チニ御報告ニナルヤウニ致シタイト云フ考テゴ

ザイマス、是ハ誠ニ簡單ナコトデゴザイマスケレドモ、矢張議會ノ決議ヲ經ナケレバ、此期限ヲ附スル途ガナイノデアリマスカラ、希クハ滿場諸君ノ御

賛成ヲ以テ、此期限ヲ附セラル、コトヲ希ヒマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今石黒涵一郎君カラ申述ベタ通、此岡山縣下郡廢置法

案ノ委員會ハ三月三日マニ其審查ヲ結了シテ、報告ガアリタイト云フ決議案デアリマスガ、御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通可決致シマス

○恵松隆慶君(九十七番) 私モ此處デ日程變更デスガ、是ハ諸君ニモ分ッテ

居リマスル所ノ耕地整理法案案デアリマス、個人ニ於キマシテモ、公共團體ニ

於キマシテモ、最モ必要ナモノニアリマス、ドウカ是ハ議事日程ヲ變更シ

テ、一讀會ヲ開イテ委員ヲ選ミタイト云フノニアリマス、ドウカ御賛成下サ

イ

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君カラ、耕地整理法案ヲ議事日程ヲ變更シテ、

此際第一讀會ヲ開キタイト云フコトデアリマス

(「賛成」反對ノ聲交、起ル)

○議長(片岡健吉君) 賛成ガアリマスカラ、採決ヲ致シマス、恵松隆慶君ノ

緊急動議ニ賛成ノ諸君ハ起立ヲ請マス

○議長(片岡健吉君) 賛成ノ諸君ハ起立ヲ請マス

○議長(片岡健吉君) 宜ウ聽取レマセヌ

○鈴木重遠君(二百五十九番) 刑事訴訟法ノ委員會ヲ開キタイトノニアリマス

○議長(片岡健吉君) 今關直彦君カラ、刑事訴訟法中改正法律案ノ委員會ヲ

開キタイト云フコトデゴザイマスガ、御異議ガナケレバ、許スコトニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

(鈴木重遠君演壇ニ登ル)

○鈴木重遠君(二百五十九番) 今日ノ議事日程ノ第十九第十第十一ノ三ツハ、

會計検査院ニ係ル法律案デゴザリマスル、其審查ヲ同一ノ委員ニ付セラレ

マシタカラ、此三ツヲ順次連ネテ、委員會ノ經過ト結果トヲ御報告致シマス、

其報告ノ前ニ一應申上げテ置キマスルガ、諸君ノ御手許へ御配付シテゴザリ

マスル此會計検査院ノ懲戒法ノ修正案デゴザイマス、アノ中ニ誤リガゴザリマスル、テ、正誤ヲ致サヌナリマセヌカラ、ソレダケ申上ダマス、修正案ノ第六條デゴザイマス……

(議場騒然)

○議長(片岡健吉君) ドウカ 静肅ニシナイト、委員長ノ報告ガ聽エマセヌ——静肅ニ願ヒマス

○鈴木重遠君(二百五十九番) 第六條ノ「懲戒裁判所ノ裁判ニ對シテハ再審ヲ求ムルコトヲ得ス」ト、斯ウ第十八條ニゴザイマスルガ、アレハ全ク誤植デゴザイマシテ、斯ウ直ルノデゴザイマス「懲戒裁判所ノ裁判」ノ裁判ハ第一審ヲ以テ終審トナス」第六條ガ「懲戒裁判所ノ裁判ハ第一審ヲ以テ終審トナス」斯ウ直リマス、モウ一つハ、修正案ノ第三十五條デゴザイマス、第三十五條ガ四項ニ分レテ居リマスガ、其三項目ノ「賄賂其他ノ方法ヲ以テ」ト云フノハ、全グアレハ第二項ノ尾ニ續キマスノデゴザイマス、第二項ノシマヒノ方ノ「五圓以上五拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス賄賂其他ノ方法ヲ」ト斯ウ續キマスノデゴザイマスル、テ、別項ニナッテ居リマスノハ、アレハ誤デゴザイマスルデ、サウドウゾ御承知ヲ願ヒマス、此會計検査院ノ懲戒法ト申シマスルモノハ、諸君モ御承知ノ通、去ル明治二十二年ノ五月ニ現行ノ會計検査院法ガ發布ニナリマシタルトキニ、其第六條ニ「検査官ノ懲戒條規ハ別ニ定ムル所ニ依ル」斯ウ出テ居リマスルノデゴザイマス、然ルニ明治二十二年十年餘ノ星霜ヲ經マスルケレドモ、今ニ検査官ノ懲戒法ト云フモノハ、出テ居ラヌノデゴザイマス、元來委員會ハ數回開キマシテ、委員モ審議討論ヲ盡シマスル、政府委員ノ意見ヲ尋ネマシタガ、政府委員モ此檢査院ノ懲戒法ト云フモノハ、先年以來調査ヲシテ居テ、是非出サンナラスト云フ考デアルデ、此冬ノ第十四回議會ニハ、多分出ルヤウニナラウト云フ考モアルノデゴザイマス、然ルニ委員會ニ於キマシテハ、此二十一年以來今日マデ、此懲戒法ト云フモノガ、發布ニナッテ居リマセス、故ニ此先年社會ノ大問題トナリマシタ検査院長ノ渡邊氏ノ不法行爲ト云フコトモ、遂ニ懲戒法ガナイタメニ、荏苒經過ヲ致シタ云フ譯デゴザイマスル、テ、是非懲戒法ト云フモノガ、一日モ早く發布ニナフモノガ、出來マシタノデゴザイマス、其修正案ガ即チ刷物ニナッテ、諸君子御手許ヘ配付ニナッテ居リマスノデゴザイマス、ドウカ修正案ヲ本會ニ於テ可決ニナリマシテ、闕典ニナッテ居リマスル法律ヲ補ヒタイト云フ委員會中ノ改正デゴザイマスルガ、是ハ委員會ニ於キマシテモ、段々審議ヲ致シタガ、此改正案ト申シマスルモノハ、第三條ト第十一條ノ四項トガ、最モ御答ヲ致シマスルコトニ致シマスル、ソレカラ次ノ日程第十ノ會計検査院法ハ帝國議會ノ議員ヲ以テ之ニ充ツト云フノデゴザイマスガ、是モ原案、即チ

修正案ヲシ出シマシタニ附キマシテハ、檢査院ノ少數ノ終身官ガ、相集テ院内阿諛シテ段々弊害ガ、生ジタ事柄抔モゴザイマスル、又帝國議會ノ議員ト云フモノハ、國庫ノ監督ヲ致シマスカラ、豫算ノ始ヨリ決算ノ終リマテ、檢査官ヲ兼務シテ十分ニ監察ヲ下スガ宜カラウ、又白耳義ニモ其例モアルカラト云フノデ、此三條ハ出來タ趣意デゴザイマスガ、委員會ニ於キマシテハ、元來檢査院ハ終身官ヲ以テ組織シテゴザイマシテ、天皇ノ大權ニ屬シタル獨立ノ院デゴザイマスル、然ルニ立法部ノ議員ガ、半數モ檢査官ヲ兼務ルト致シマスルコトハ、ドウモ其會計檢査院ノ趣意ニ違フノデ、終ニ此第三條ハ、否決ヲ致シタノデゴザイマス、第十一條ノ四項ハ、會計檢査院長ハ帝國議會ノ一院ヨリ不信任ヲ決議セラレタルトキハ、直ニ退官ヲ命ぜラレルト云フノデゴザイマス、是モ亦幾ラカ、檢査院ノ弊ヲ矯ムルガタメニ、此修正案ガ出マシタノデハゴザイマセウガ、委員會ノ多數ニ於キマシテハ、法律ヲ以テ院長ヲ帝國議會ノ一院デ、不信任ヲ決議シタトキハ、退官ヲ命ぜラレルト申シマスルコトハ、文武官ヲ任命スル大權ヲ侵スニ當ルノ嫌ヒモゴザイマスル、テ、何分此條項ノ改正ハ、削ラニヤナラヌト申スノデ、否決ヲ致シタノデゴザイマス、此改正案ハ第三條ト第十一條ノ四項トガ、骨子デゴザイマスル、テ、之ヲ否決致シマシタタメニ、其他ノ各條項ノ修正ハ、悉ク是ニ附帶シタモノデゴザイマスル、テ、大抵是ハ全部ノ修正ヲ委員會デゴザルトキハ是ニ退官ヲ命ズルト云フ修正ナノデゴザイマス、然ルニ此普通ノ十九年法律第九十一號中改正法律案、是ハ其第一條ノ検査官が身體若クバ精神ノ衰弱ニ依リ職務ヲ執ルコト能ハズ九十日ヲ越エ治癒ノ徵候ヲ見ルニ至ラハ否決ヲ致シマシタノデゴザイマス、其次ハ第十一デゴザイマスル、明治二十年官ニ於キマシテモ、病氣ノタメ執務セザルコト九十日ヲ超エマシタ後云々ト申シマスルコトハ、俸給令ニ明文モゴザイマスル、テ、此會計檢査官トテモ此文字ノ範圍ノ中ニアルコトデゴザイマス、ソレカラ改正條項ニ治癒ノ徵候ヲ見ザルニ至リタルトキハ云々ト云フコトモ、何レ是ハ醫者ガ見ナケレバナラヌコトデゴザイマスガ、其醫師ノ診斷上緩急モゴザイマスルカラ、是ハ斯ク法律ニ明文トシテ出シマスルノハ、甚ダ不適當デアラウト云フコトガ、委員會多數ノ意見デ、此修正モ否決ヲ致シマシタノデゴザイマスル、詰リ此二案ニ附キマシテハ、懲戒法ハ修正案ヲ以テ可決致シマシタ、後トノ二案ハ否決致シマシタノデゴザイマス、テ、其後トノ二案ガ、否決致シマシタニ附キマシテハ、此會計檢査院長評定官懲戒法案トゴザイマスルノヲ此修正案ハ會計檢査院長部長検査官懲戒法ト修正ラシタノデゴザイマス、是モドウゾ御承知ヲ願ヒマス、委員長ノ報告ハ是ニ止メテ置キマスル、テ、ドウゾ此可決シタモノハ、滿場諸君ノ御賛成ヲ下サレマシテ、ドウカ此議會デ成立チマスルコトヲ希望致シマスル

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決シマス、次ハ議事日程ノ第十明治二十二年法律第十五號會計檢査院法中改正法律案第一讀會ノ續委員長報告

第十 明治二十二年法律第十五號會計檢
外一名提出 第一讀會ノ續(委員長)

○恵松隆慶君(九十七番) 是ハ直チニ二讀會ヲ開カレントコトヲ希望致シマス
○議長(片岡健吉君) 是ハ委員會ノ方デハ、今委員長ノ報告セラレタル通
否決スペキモノト決シテ居リマス、本案ニ附キマシテ、第二讀會ヲ開クヤ否
ヤノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス
起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決
シマス、次ハ議事日程第十一明治二十九年法律第九十一號中改正法律案、第
一讀會ノ續

明治二十九年法律第九十一號中
第十一 改正法律案(工藤行幹君外一名 第一讀會ノ續(委員長))

○議長(片岡健吉君) 本案モ前案ト同様アリマスルカラ、第二讀會ヲ開ク
ヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ニ附イテ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立
ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決
シマス、議事日程ノ第十二、良種牛補給ニ關スル建議案、委員長ノ報告
奈須川光寶君

起立者 少數
良種牛補給ニ關スル建議案(奈須川光寶君外四名提出)

(委員長報告)

○奈須川光寶君(演壇ニ登ル) 良種牛補給ニ關スル建議案ノ委員會ノ經過
及結果ヲ御報道致シマス、本案ハ二月二十四日ニ委員長理議ノ選舉ヲ致シマシ
テ、二十五日ニ委員會ヲ開キマシテ審議ノ末、此報告書ノ如クニ委員會デ修
正ヲ致シタノデアリマス、此コトニ附イテ委員會デ修正シタ理由ヲ聊カ述べ
ヤウト存ジマス、建議案ニ於テハ、良種牛補給ニ關スル建議案トアリマシタ
モノヲ、良種牛設置所ニ關スル建議案ト改メマシクノデゴザイマス、尤モ壯
牛ノコトニ對シマシテハ、未ダ世間ノ注意ヲ惹イタコトモゴザイマセヌデ、
今日マデニ一向ニ是等ノ方法ヲ講ジタモノモナカクタノデゴザイマスルガ、然
ルニ此理由書ニモ述ベテ置キマシタ如クニ、海外等ノ交通が頻繁ニナルニ隨
合、追ミト牛肉ノ需要ガ増シテ、今日ニ在テハ、日本ノ牛ガ生産スル所ノ割合
ヨリハ、現ニ屠殺スル所ノ數ハ多クナツテ居ルノデアリマス、ザツト乳牛ノ數
ヲ申シマスレバ、二十五年カラ二十九年マデニ至ル所ノ有様ハ、即チ六割以
上ニ上ボツテ居ルノデアリマス、又屠殺スル所ノ頭數ハ、五割以上増シテ居
ルノデアリマス、然ルニ出產頭數ハ、如何デアルカト申シマスレバ、最初ノ二
十九年ノ統計ヲ見マスルニ、十二万三千九百二十五頭デアル、此十二万三千
十五万五千九百五十九頭デアルノデアリマスカラ、其上ニ年々斃死スル所
數ハ、千八九百頭デアルノデアリマス、サウシテ見ルト云フト、生レル所ノ
頭數ヨリ斃レル所ノ頭數ト、屠殺スル所ノ頭數ヲ差引イテ見マスルト云フト、
一箇年ニ三万二千幾頭ト云フモノガ、追々日本ノ牛ガ減ズルト云フ、右様ニ

ナツテ居ルノデアリマス、其上ニ乳ノタメニ用ヒル頭數ガ、五割以上モ增
シ、肉ノタメニ用ヒル頭數ガ、六割以上モ增スト云フノデアリマスカラ、今
日此儘ニ到底捨置クコトノ出來ナイト云フコトハ、明瞭ナコトデアルノデア
ル、然ラバ如何ニシテ此改良方法ヲ講ズルカト云フコトニ附イテ、政府委員
ト段々打合セヲ致シマシタ所ガ、政府ニ於テモ今日ノ儘ニ放任スペカラズト
云フコトハ、承知ヲシテ居ルコトデアル、併ナガラ其施設方法ニ至ラズハ、今
日此委員會ニ於テ、發表スル程ノ取運ビニハ、ナツテ居ラヌト云フコドテゴ
ザリマス、ソレ故ニ委員會ハ、即チ種牛場設置ニ關スル補給ト云フノヲ直シ
テ、政府ヨリ外國カラ良種牛ヲ購求シテ、我國ニ彼ノ產馬事業ノ如キ種牛場ヲ
設置スル方法ヲ設ケテ、而シテ豫算ヲ當議會ニ速ニ提供スルコトヲ建議シテ
置カウト云フコトニ決定致シタノデゴザリマス、是レ即チ法案ヲ委員會ガ、
修正致シマシタ理由ノ大略デゴザリマス、願ハクバ本案ハ、極簡單ノモノデ
ゴザリマスルカラ、直チニ御賛成アラテ、通過セラレシコトヲ希望致シマス
〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 本案ハ委員會ノ修正說ニ附イテ、採決ヲ致シマス
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 委員會ノ修正ニ御異議アリマスマイカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、委員會ノ修正通決シマス
○星亨君(一百二十四番) 私ハ緊急動議ヲ茲ニ起シマス、耕地整理法案ヲ明
治三十二年法律第三十九號改正法律案ノ委員ニ付託スルト云フコトノ動議ヲ
起シマスカラ、議事日程ノ變更ヲ求メマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○恵松隆慶君(九十七番) 前ニ私カラ出シタガ、少シ多數デアツガ……議
ヲ更ニ掛ケルト云フ論デゴザリマス、ソレハ兔ニ角此場合サウナツタガ宜シ
イ〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕其委員ハ、既ニ整理ニ關スル委員ガア
ルノデス、丁度ソレヲ待ツテ居ルノデスカラ、早ク星君ノ言ウタ通ナルガ宣
シイ

○議長(片岡健吉君) 今ノコトノ結果ヲ附ケナケレバ、他ノコトニハ移レマ
セヌ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○井上角五郎君(百八十番) 議長、本員ハ……

○議長(片岡健吉君) 今ノコトノ結果ヲ附ケナケレバ、他ノコトニハ移レマ
セヌ
〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

第一條 本法ニ於テ耕地整理ト稱スルハ耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ
其ノ所有者土地ノ交換若ハ分合、區劃形狀ノ變更及道路、畔界若ハ溝渠

耕地整理法案 第一章 總則

耕地整理法案(政府提出)

第一讀會

第一條 本法ニ於テ耕地整理ト稱スルハ耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ
其ノ所有者土地ノ交換若ハ分合、區劃形狀ノ變更及道路、畔界若ハ溝渠

ノ變更廢置ヲ行フヲ謂フ
一人ニテ自己ノ所有地ノ整理ヲ施行セントスルトキハ第二條第五條第九條第十條第十二條乃至第十六條第二十六條第三十條乃至第三十二條及第五十一條ノ規定ニ限り之ヲ適用又ハ準用ス

第二條 整理地區ノ面積ハ特別ノ事情アルニサラサレハ三十町歩ヲ下ルコトヲ得ス

第三條 耕地ニシテ特別ノ價值用途アル土地及耕地ニアラサル土地ハ其ノ所有者ノ同意アルニアラサレハ之ヲ整理地區ニ編入スルコトヲ得ス

前項ノ土地ニシテ其ノ所有者ノ同意ナキトキト雖整理ノ施行ニ必要ナルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ整理地區ニ編入スルコトヲ得但シ府縣郡市町村其ノ他公共團體ノ公用ニ供スル土地宅地名勝地舊蹟地古墳墓地墳墓地社寺境内地鐵道用地及軌道用地ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 建物アル宅地又ハ鐵道用地ハ其ノ建物ノ所有者及登記ヲ爲シタル第三權利者ノ同意アルニアラサレハ之ヲ整理地區ニ編入スルコトヲ得ス

第五條 御料地國有地又ハ官ノ用ニ供スル土地ハ主務官廳ノ認許アルニアラサレハ之ヲ整理地區ニ編入スルコトヲ得ス

第六條 整理施行ヲ發起セントスル者又ハ整理委員ハ市町村長ノ證明ヲ得テ整理地區ヲ管轄スル登記所、土地臺帳所管廳又ハ市役所、町村役場ニ對シ無償ニテ整理ニ必要ナル簿書ノ閲覽又ハ謄寫ヲ求ムルコトヲ得

第七條 參加土地所有者ハ整理施行中其ノ土地ヲ利用スルコト能ハサルモ補償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス但シ整理施行ノ爲溝渠、堤塘又ハ道路ノ敷地ニ充テタル土地ニ付テハ規約ヲ以テ補償ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八條 整理施行ノ爲必要アルトキハ整理地區内ノ工作物、木石等ヲ移轉シ又ハ破毀スルコトヲ得但シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

第九條 整理地區ニ編入シタル土地ヲ讓受ケタル者ハ整理ニ關シテ其ノ讓渡人ノ有スル一切ノ權利義務ヲ承繼ス

第十條 整理施行ノ爲國有ニ屬スル溝渠、堤塘、道路等ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタル場合ニ於テ其ノ不用ニ歸シタル土地ハ無償ニテ之ヲ參加土地所有者ニ交付ス

整理地區内ニ開設シタル溝渠、堤塘、道路等ニシテ前項ノ規定ニ依リテ廢止シタルモノニ代ルヘキモノハ無償ニテ之ヲ國有地ニ編入ス

第十一條 參加土地所有者ニハ從前ノ土地ノ地目、面積、等位等ヲ標準トシ換地ヲ交付スヘシ但シ地目、面積、等位等ヲ以テ相殺ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テ從前ノ土地ト換地トノ價額ノ差ハ金錢ヲ以テ之ヲ清算ス

數筆ノ土地ヲ分合シテ換地ヲ交付スル場合ニ於テハ其ノ換地ハ各筆毎ニ之ヲ割當ツヘシ

第十二條 整理地區二市町村以上ニ涉リタル場合ニ於テ換地トシテ交付スル筆ノ土地ハ二市町村以上ニ涉ルコトヲ得ス

第十三條 整理施行中土地ノ區畫形狀ノ變更及道路、畦畔若ハ溝渠等ノ變更廢置ハ地目變換又ハ開墾ト看做サス

第十四條 整理地區ニ編入シタル土地ノ地租ハ其ノ地區ノ全部ニ付土地臺帳ノ整理ヲ完了スルマテ從前ノ地域、地目、地價ニ依リテ之ヲ徵收ス

第十五條 整理ヲ施行シタル土地ノ地價ハ明治三十年法律第二十九號ノ規

定ニ依リテ之ヲ定ム
第十六條 整理施行ヲ爲シタル爲土地又ハ建物ニ付登記又ハ登錄ヲ爲ストキハ登錄稅ヲ免除ス

第十七條 本法ニ於テ參加土地所有者ト稱スルハ整理地區内ニ於テ第五條ノ土地ニアラサル土地ヲ所有スル者ヲ謂フ
参加土地所有者前項ノ代理人ヲ定メタルトキハ發起人又ハ整理委員ニ其ル一切ノ行爲ヲ代理セシムルコトヲ得
参加土地所有者前項ノ代理人ヲ定メタルトキハ發起人又ハ整理委員ニ其ノ氏名住所ヲ通知スヘシ
代理人ハ二人以上ノ參加土地所有者ヲ代理スルコトヲ得ス

第十九條 發起人又ハ整理委員ハ第二十二條第二十六條第四十條及第四十八條ノ認可アリタルトキハ其ノ旨ヲ公告シ且之ヲ第四條ニ依ル建物所有者及土地又ハ建物ニ付登記ヲ爲シタル第三權利者ニ通知スヘシ第三十條乃至第三十二條ノ命令アリタルトキ亦同シ

第二章 發起及監督

第二十條 整理施行ヲ發起スルニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
一 整理地區内ニ於ケル土地所有者ノ三分ノ二以上ノ同意アルコト
二 整理地區内ニ於テ同意者ノ所有スル土地ノ面積整理地區ノ總面積ノ三分ノ二以上ナルコト
三 整理地區内ニ於テ同意者ノ所有スル土地ノ地價額整理地區ノ地價總額ノ三分ノ二以上ナルコト

前項ノ條件ヲ具備シタルトキハ發起人ハ整理施行ノ發起スル旨ヲ市町村長ニ届出ヘシ

第二十一條 發起人ハ發起ノ爲必要アルトキハ市町村長ノ認許ヲ得テ他人ノ土地ニ立入ルコトヲ得但シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

第二十二條 發起人ハ設計書及規約ヲ作リ地方長官ヲ經由シテ之ヲ農商務大臣ニ差出シ發起ノ認可ヲ申請スヘシ

第二十三條 設計書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 整理ニ因リテ得ヘキ利益
二 整理施行ノ方法及順序
三 整理地區及之ニ隣接スル土地ノ現形圖
四 整理豫定圖

五 工事ノ着手及竣工ノ時期
六 整理費用及夫役ノ豫算
七 整理總會ノ招集及會議ノ方法
八 整理委員ノ員數、職務及職務執行方法
九 處務ニ關スル規定
十 補償金評定ノ標準
十一 發起及整理ノ費用並夫役ノ賦課徵收方法
十二 整理中土地使用ノ方法
十三 換地割當及增步地處分ノ方法

第二十五條 発起ノ認可アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創業總會ヲ招集シテ設計書及規約ノ議定ヲ求ムヘシ此ノ總會ニ於テ設計書及規約ヲ議定シタルトキハ發起人ハ地方長官ヲ經由シテ農方長官ヲ經由シテ農商務大臣ニ之ヲ差出シ整理施行ノ認可ヲ申請スヘシ

第二十六條 創業總會ニ於テ設計書及規約ヲ議定シタルトキハ發起人ハ地主ノ總會ニ於テ設計書及規約ヲ議定シタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創業總會ヲ招集スヘシ此ノ總會ニ於テハ參加土地所有者ハ整理施行ノ認可ヲ申請スヘシ

第二十七條 整理施行ノ認可アリタルトキハ發起人ハ遲滞ナク創業總會ヲ招集スヘシ此ノ總會ニ於テハ參加土地所有者ハ整理施行ノ認可ヲ申請スヘシ

第二十八條 參加土地所有者ハ整理施行ノ認可ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス但シ第三條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ整理地區ニ編入シタル土地ノ所有者ハ認可公告ノ日ヨリ三十日以内ニ農商務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得ス

第二十九條 整理施行ノ認可アリタルトキト雖第三條第二項ノ規定ニ依リ整理地區ニ編入シタル土地アルトキハ認可公告ノ日ヨリ三十日ヲ超過スルニアラサレハ整理工事ニ著手スルコトヲ得ス

第三十條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ設計書又ハ規約ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三十一條 設計書ニ定メタル工事著手ノ期限後十二箇月以内ニ工事ニ著手セサルトキハ農商務大臣ハ整理施行ノ認可ヲ取消スルコトヲ得

第三十二條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ一時整理工事ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第三章 總會

第三十三條 總會ハ參加土地所有者ヲ以テ之ヲ組織ス

第三十四條 總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ五日前ニ各參加土地所有者ニ通知ヲ發スヘシ

第三十五條 農商務大臣必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在シ参加土地所有者ハ前二項ノ手續ニ反シテ爲シタル決議ニ對シ異議ヲ述フルコトヲ得但シ其ノ決議ノ日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在シ前項ノ通知ニハ總會ノ目的及ヒ總會ニ於テ決議スヘキ事項ヲ記載スヘシ

第三十六條 參加土地所有者ノ五分ノ一以上ニ當ル者又ハ整理地區ノ總面積若ハ地價總額ノ五分ノ一以上ニ當ル參加土地所有者ハ會議ノ目的及其ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第三十七條 各參加土地所有者ハ一箇ノ議決權ヲ有ス

第三十八條 整理地區ニ編入シタル土地數人ノ共有ニ屬スルトキハ其ノ共有者ハ參加土地所有者ノ權利ヲ行フベキ者一人ヲ定ムヘシ

第三十九條 農商務大臣ノ命令ニ依ラスシテ設計書若ハ規約ヲ變更シ又ハ整理施行ヲ停止若ハ廢止セントスルトキハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

前項ニ依リ整理施行ノ停止若ハ廢止ノ決議ヲ爲ストキハ同時ニ其ノ停止

中若ハ廢止後ノ處分方法ヲ決議スヘシ

第四十條 前條ノ決議アリタルトキハ整理委員ハ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十一條 創業總會ノ決議及第三十九條第四十七條及第五十三條ノ決議ヲ爲スニハ第二十條第一項ノ條件ヲ具備スルヲ要ス

第四章 整理委員

第四十二條 整理委員三人以上ナルトキハ委員長一人ヲ互選スヘシ

第四十三條 整理委員ハ規約ニ定メタル職務ヲ執行スルニ付參加土地所有者ヲ代表ス

第四十四條 整理委員ハ設計書及規約ノ定ムル所ニ依リ整理施行ノ責ニ任ス

第四十五條 整理委員ハ設計書、規約及總會ノ決議錄ヲ備ヘ置クヘシ

第四十六條 農商務大臣ハ何時ニテモ整理委員ヲシテ整理事業ニ關スル報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十七條 整理工事完了シタルトキハ整理委員ハ第十一條ノ處分及增歩地ノ處分ニ關シ整理總會ノ決議ヲ經ヘシ

第四十八條 前條ノ決議アリタルトキハ整理委員ハ地方長官ヲ經由シテ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十九條 所有權ニ關スル訴訟ノ目的タル土地ヲ整理地區ニ編入シ又ハ整理地區ニ編入シタル土地其ノ所有權ニ關スル訴訟ノ目的ト爲リタル場合ニ於テ其ノ土地ノ所有者第十一條ノ規定ニ依リ補償トシテ金錢ヲ受取ルヘキモノナルトキハ整理委員ハ當事者ノ請求ニ因リ其ノ金額ヲ供託ス

第五十條 整理施行ノ爲土地又ハ建物ニ付登記又ハ登錄ヲ爲ス場合ニ於テハ整理委員ハ參加土地所有者ニ代リテ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十一條 整理事業完了シタルトキハ整理委員ハ事業報告書及收支決算書ヲ作り整理總會ノ承認ヲ求ムヘシ

第五十二條 整理總會前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ整理委員ハ遲滞ナク地方長官ヲ經由シテ前項ノ書類ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

第五十三條 整理委員其ノ職務ヲ終リタルトキハ整理ニ關スル一切ノ書類ヲ市町村長ニ引渡スヘシ

第五十四條 整理總會前項ノ書類ノ保存期間ハ農商務大臣之ヲ定ムト爲ス

第五十五條 整理委員ハ總會ノ決議ニ依ル

第五十六條 第三権利者ハ整理ノ施行ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第五十七條 換地ハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外從前ノ土地ニ關ス

ル物權又ハ債權ノ目的タルモノトス
整理施行ハ從前ノ土地ニ關スル登記ノ順位ニ影響ヲ及ボサス
第五十八條 整理地區ニ編入シタル土地ニシテ先取特權、質權又ハ抵當權
ノ目的タル場合ニ於テ其ノ所有者第十一條ノ規定ニ依リ補償トシテ金錢
ヲ受取ルヘキモノナルトキハ整理委員ハ其ノ金額ヲ供託ヘシ
先取特權者、質權者又ハ抵當權者ハ前項ノ規定ニ依リテ供託シタル金錢
ニ對シテモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得
第五十九條 賃借地整理地區ニ編入セラレタル場合ニ於テ整理施行ノ爲賃
借ヲ爲シタル目的ヲ達スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ契約ノ解除ヲ爲
スコトヲ得但シ第四十八條ノ認可ノ公告アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シ
タルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ場合ニ於テ各當事者ハ相手方ニ對シ解除ニ因リテ生シタル損害ノ
賠償ヲ請求スルコトヲ得ス
第六十條 賃借地整理地區ニ編入セラレタル場合ニ於テ整理施行ノ爲其
ノ土地ヲ利用スルコト能ハサルトキハ賃借人ハ賃貸人ニ對シ借賃ノ減額
又ハ前拂シタル借賃ノ相當ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得
第六十一條 整理地區ニ編入シタル土地ニ地上權者又ハ永小作權者アル場
合ニ於テ其ノ整理施行ノ爲其ノ權利ヲ設定シタル目的ヲ達スルコト能ハ
サルトキハ地上權者又ハ永小作權者ハ其ノ權利ヲ抛棄スルコトヲ得
民法第二百六十八條第一項但書ノ規定ハ地上權者前項ノ規定ニ依リテ其
ノ權利ヲ抛棄シタル場合ニ之ヲ適用セス
第五十九條 第一項但書ノ規定ハ地上權又ハ永小作權ノ抛棄ニ之ヲ準用ス
第六十二條 第六十條ノ規定ハ地上權及永小作權ニ之ヲ準用ス
整理地區ニ編入シタル土地ノ上ニ存ス
後仍其ノ土地ノ上ニ存ス
地役權者カ整理施行ノ爲其ノ權利ヲ行使スル利益ヲ受クルコトヲ要セサ
ルニ至リタルトキハ其ノ地役權ハ消滅ス
整理施行ノ爲從前ト同一ノ利益ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル地役權
者ハ其ノ利益ヲ保存スル範圍内ニ於テ地役權ノ設定ヲ要求スルコトヲ得
第六章 費用
第六十四條 費用及夫役ハ規約ノ定ムル所ニ依リ參加土地所有者之ヲ負擔
ス
第六十五條 參加土地所有者費用ヲ完納セサルトキハ市町村長ハ整理委員
ノ請求ニ因リ市町村稅徵收ノ方法ニ準シテ之ヲ徵收ス
參加土地所有者夫役ヲ供給セサルトキハ整理委員ハ金額ニ算出シテ之ヲ
徵收ス此ノ徵收ニ付テ亦前項ノ規定ニ依ル
第七章 罰則
第六十六條 發起人又ハ整理委員左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テハ二圓以
上五十圓以下ノ過料ニ處ス
第一 第十九條ノ規定ニ違反シテ公告又ハ通知ヲ爲スコトヲ怠リタルト
キ
第二 第二十八條第一項又ハ第二十九條ノ規定ニ違反シテ整理工事ニ著
手シタルトキ
三 第三十六條第二項ノ規定ニ違反シテ總會ヲ招集セサルトキ

四 第三十九條第四十條ノ手續ニ依ラスシテ整理施行ヲ停止シ又ハ廢
止シタルトキ
第六十七條 前條ニ定メタル過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條乃至
二百八條ノ規定ヲ準用ス
第六十八條 整理施行ノ爲設ケタル標石又ハ標杭ヲ移轉シ又ハ毀壞シタル
場合ニ於テ刑法第四百二十條ニ該當セサル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ
處ス

第八章 附則

第六十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十條 整理地區ニ編入シタル土地ノ登記ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ
規定ヲ設クリコトヲ得

第七十一條 北海道、沖繩縣及市制、町村制ヲ施行セサル島嶼ノ耕地整理ニ
付テハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クリコトヲ得

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、星君ノ動議ノ通致シマス
○井上角五郎君(百八十番) 本員ハ矢張一ツノ緊急動議ヲ起シマシテ、議事
日程ノ變更ヲ求メマスノテ、ソレハ本日ノ議事日程第二十五博覽會ヲ大阪ニ
置クノ建議案竝ニ第二十六博覽會ヲ東京ニ置クノ建議案ヲ繰上ゲテ、直チニ
議題ニ供スル……

(「贊成」「反対」ノ聲交々起ル)

○議長(片岡健吉君) 是ハ贊成ガアリマスカラ、採決ヲ致シマス、井上角五郎君ノ緊急動議、議事日程第二十五、二十六ヲ議事日程ヲ變更シテ、直チニ議

サウト云フ動議、是ニ同意ノ諸君ハ、起立ヲ請ヒマス

起立者

多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、ソレデハ議事日程ヲ變更シテ、第二十五、二十六ヲ議スルコトニ致シマス、委員長報告、藤金作君

第二十五
スルノ建議案(藤金作君外十一名提出)(委員長報告)

出)

第五回内國勸業博覽會開設(東京市

=設置スルノ建議案(星亨君外十三)

(委員長報告)

第二十六

第五回内國勸業博覽會開設(東京市

=設置スルノ建議案(星亨君外十三)

(委員長報告)

(藤金作君演壇ニ登ル)

○藤金作君(百二十六番) 第五内國勸業博覽會ヲ大阪ニ開設スル建議案竝ニ
第五内國勸業博覽會ヲ東京市ニ設置スル建議案(「チットモ分ラヌ」ト呼フ者ア
リ)ドウゾ御靜ニ願ヒマス、本案ニ附イテ特別委員ノ指名ヲ受ケマシテ、過日

委員會ヲ開キマシテ、委員長理事ノ選舉ヲ致シマシテ、委員長ニ不肖藤金作
理事ニ淺香克孝君ガ當選セラレマシタ、而シマシテ昨日其第二回ヲ開キマシ
テ、此二案ニ附イテ審議討論ヲ致シマシタル末、可否ヲ分ツニ至リマシ
テ、第五内國博覽會ヲ大阪ニ開クト云フ案ヨリ、可否ヲ分チマシタ所ガ、少
數ニシテ否決致シマシテ、續イテ東京ニ開クト云フ建議案ノ可否ヲ採リマシ
タレバ、是ハ多數ニ依ッテ、一名ノ多數ニ依ッテ可決致シマシテ、別段是ニ
附イテ多少ノ議論ハアリマシタケレドモ、一々御報道スルノ必要ハナイト存

ジャス、尤モ少數者ニ於テ、意見ヲ提出スルト云フコトデゴザリマシタガ、此旨御意見ハ喜多川孝經君ガ、意見ヲ述ベルト云フコトニ承フテ居リマス、此旨御報告ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 喜多川孝經君

(喜多川孝經君演壇ニ登ル)

○喜多川孝經君(二十二番) 諸君、私ハ少數者ノ意見ヲ茲ニ報告シテ、諸君ノ御同意ヲ求メヤウト思ヒマスル、委員會ノ經過ナリ結果ナリニ至リマシテハ、唯今委員長ガ述ベラレマシタ次第デゴザイマスガ、抑々此博覽會ヲ大阪ニシヤウト云フコト、東京ニシヤウト云フコト、ノ兩建議ニ附キマシテハ種種ナル事情ガアラウト存ジマスル、併ナガラ要スルニ此博覽會ノコトハ、即チ其博覽會ノ效能ヲシテ、全カラシムルコトヲ期スルガ、私ハ第一ノ必要デアラウト存ジマスル、ソレデ吾々少數者ノ意見ハ、即チ先づ此第五回ノ博覽會ハ大阪ニ開設スルガ尤モ適當デアル——適當ニシテ最モ必要ヲ認メテ居ル、其必要ト適當ト認メマスル所ノモノハ、即チ以前ニ於テ既ニ此出品數ナリ又工業人ナリ商業人ナリノ數ニ於キマシテ、比較的此關東ト關西ト先づ名古屋ヲ以テ分別致シマスレバ、關西ノ方ガ殆ド關東ノ倍數ニ居ルノデゴザイマスル、而シテ運搬ノ便カラ申シマシテモ、亦經濟上ノ上カラ申シマシテモ、殆ド今回此五回ノ内國勸業博覽會ヲ開クハ、大阪デナケラネバナラヌト確信シテ居ル吾々少數者デゴザリマスル(ヒヤクノ一ト呼ヒ又ノ一トモウ分ブテ居ルカラ簡短ニヤリタマヘ)ト呼フ者アリサウシテ少數者ナル吾々ガ、之ヲ確信シテ居リマスルノミナラズ、既ニ前博覽會ノ豫算ヲ協賛ト云フトキニ方ツテ、農商務次官ガ此議場ニ於テ、既ニ輪環シテ此博覽會ヲ三都ニ開クト云フコトヲ明ニ申シテ居ルノデゴザイマスル、議場モ亦之ヲ認メテ居ルノ常ナル此京都ト大阪トノ間ニ競争ガゴザリマシテ、其他位ヲ取合ヒマシタ際ニ、口約ヲシテ居ル所ノモノガゴザイマスルノデ、ソレデ此口約ノコトニ至フテハ、或ハ一ノ次官ガ左様ナコトヲ申シタ所ガ一向此議場ニ於テ、ソレヲ取捨採擇スル程ノモノデナイト云フヤウナ議論ガゴザリマスルケレドモ、斯ノ如キノ暴論ハ殆ド此行政權ト云フモノナリ又行政官吏ノ云フコトガ、マルデ一ノ價ナイトシテ、行政官ノスル仕事ニ向フテ非常ナル弊害ヲ殘スコトデアラウト思フノデ、ソレデ又此地方ノ方ニ向ヒマシテハ、此行政官即チ行政權ニ屬スル所ノ此博覽會ノ位地ヲ定メマスルコトナドニ至リマシテハ、即チ行政官ノ云フ所又指示スルコト、云フモノハ、誠ニ約束ヨリモ固イコトデアルト云フコトヲ信ジテ居ルノデゴザイマスル、即チ約束シタモノト確信シテ居ルノデゴザイマスル、然ルニ今若シ斯ノ如キコトヲ無理無體ニ頭押シヲ以テ、或ハ競爭シテ、大ニ之ヲ損スト云フニ至フテハ、實ニ此行政權ト云フモノハ、上ニ非常ナル私ハ妨害ヲ加ヘルコト、確信スルノデゴザイマスル、加之ナラズ尙ホ且ツ認メテ居ル所ノモノハ、昨年既ニ農工商高等會議ニ於テ是等ノ審査ヲシテ、政府ニ向フテ即チ農商務省ニテ萬國博覽會ヲ開イテ、是ハ東京ニ置クト云フコトヲ以テ、即チ其諮詢ニ答ヘテ居ルノデゴザリマスル、ソレカラ此反對大阪ニ置クベカラズ、東京ニ置

クト云フ御論者ノ方デハ、既ニ大阪ニ近イ所ノ京都ニ於テ、第四回勸業博覽會ヲ開イタノデアルカラシテ、第五回ハ東京ニ持テ來ナケレバナラヌ、一地方ノ方ニ偏スルト云フ嫌ガアルト云フヤウナ反對説モゴザリマスルケレドモ、若シ此論法デ言ヒマシタナラバ、内國勸業博覽會ハ、一回二回三回マデハ、現ニ東京デ開イテ居ルノデゴザリマスル、而モ此東京ハ一市内同様ノ所デ、即チ同地ニ於テ開イテ居ルノデゴザリマス、然ルニ同ジ關西トハ申シナガラ、昨年京都デ開キ、今又大阪デ開カウト思ヒマスル、況ヤ此次ノ萬國博覽會ト云フモノハ、此東京ニ於テ開クガ至當ナリト云フコトハ、我國ノ一般ノ人ガ認メテ居ル所ニ開ク譯デハナカラウト思ヒマスル、況ヤ此回ノ萬國博覽會ト云フモノハ、デアラウト私ハ存ジマスル、若シ之ガ第五回ノ勸業博覽會ヲ東京ニ開キ、又萬國博覽會ヲ東京ニ開クコトニナレバ、一ツナガラ皆ツ所ニ開ク結果ニナリマスル、斯ノ如キ議論ハ私共ハ甚ダ其當ヲ得タルモノト言フコトハ出來マセヌノデゴザリマスル、右様ノ始末デゴザイマスルカラシテ、色々之ニ附イテハ信ジマスルノミナラズ、殊ニ此農商務次官ガ口約ヲシテ居リマスルコトデゴザイマスル故ニ政府ハ決シテ此行政權ヲ曲ゲルコトハナイト確信シマスルガ故ニ、此議論ヲコニ止メマシテ、諸君ノ御賛同ヲ求メル次第デゴザリマス

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○井上角五郎君(百八十番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○井上角五郎君(百八十番) 只今ノ少數意見ニ附キマシテ、一言シタイコトガゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○井上角五郎君(百八十番) 質問デモ宜シウゴザイマス——宜シウゴザイマス質問デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 質問デナケレバ、發言ハ許シマセヌ

○井上角五郎君(百八十番) ソレデハ質問ヲ致シマス、只今少數者ガ意見ヲ述ベルニ當フテ、農工商高等會議ニ於テ、三十五年ノ博覽會ハ大阪ニ開クコトニ取極メタト云フコトヲ御説ニナフタガ、本員ハ現ニ其高等會議ノ一議員、決シテ左様ナコトハゴザイマセヌデシタ、然ルニ左様ナ御議論ニナルノハ、之ヲ質問ノ體裁ニスレバ、何處ノ國ノ高等會議ト云フノデアルカ、ソレカラモウ一つ伺ヒタイノハ——宜シウゴザイマスカ

(無用タキト呼フ者アリ)

○早川龍介君(二十七番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○井上角五郎君(百八十番) 質問デモ宜シウゴザイマス——宜シウゴザイマス質問デゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 質問デナケレバ、發言ハ許シマセヌ

○井上角五郎君(百八十番) ソレデハ質問ヲ致シマス、只今少數者ガ意見ヲ述ベルニ當フテ、農工商高等會議ニ於テ、三十五年ノ博覽會ハ大阪ニ開クコトニ取極メタト云フコトヲ御説ニナフタガ、本員ハ現ニ其高等會議ノ一議員、決シテ左様ナコトハゴザイマセヌデシタ、然ルニ左様ナ御議論ニナルノハ、之ヲ質問ノ體裁ニスレバ、何處ノ國ノ高等會議ト云フノデアルカ、ソレカラモウ一つ伺ヒタイノハ——宜シウゴザイマスカ

(早川龍介君演壇ニ登ル)

○早川龍介君(二十七番) 私ハ此博覽會ノ兩案ニ對シテ、反對ヲ致スモノデアタカト思ヒマシタガ、是ニ答申ヲ出シテ、既ニ其答申ニ於キマシテモ、第五回国内國勸業博覽會ハ大阪ニ開クヲ適當トシ、續イテ明治四十年頃ニ至テ萬國博覽會ヲ開イテ、是ハ東京ニ置クト云フコトヲ以テ、即チ其諮詢ニ答ヘテ居ルノデゴザリマスル、ソレカラ此反對大阪ニ置クベカラズ、東京ニ置

デゴザリマス、然ルニ私ハ始テ參^シテ見タノデゴザイマスルガ、此亞米利加ノシカゴニ於テ開カレマシタ世界博覽會ノ如キモノニ參^シテ見マスルト、實ニ此一般此未開ノ地ニ在ル所ノ人ガ往^ツテ見テ、大ニ此人智ヲ開發スベキ大目的ヲ以テ開カレテ居ルノデゴザリマス、ソコデ此博覽會ノ現況ヲ見マスレバ、全ク此世界ノ上ニ於キマシテ、或ハ未開デアルトカ、或ハ半開デアルトカ申スコトヲ以テ稱セラレテ居リマスル國カラ、更ニ一品ノ提出モナイト申シマスルノハ、即チ機械館ガ全ク朝鮮トカ支那トカ申シマスルヤウナ處カラハ、出テ居ラヌ、殆ド之ヲ唯概言シマシテ、左様ニ申シマスルハ、少シ極言カ存ジマセヌガ、此歐米ノ文明ト云フモノ、重ナルモノハ、何デアルカト申シマスレバ、即チ此機械ノ發達、即チ鐵ト云フモノガ非常ナル文明ヲ導イテ居ルノデアルト考ヘルデ、先ヅ一言致シマスレバ、道ノ上モ鐵ノ上ヲ歩キ、家モ鐵ノ家ヲ作ッテ這入^シテ居ル、總テ萬々鐵ト云フモノ、作用ニ依^シテ、此文明ト云フ、即チ形ノ上ニ顯レタ文明ト云フモノハ、十分ニ是ニ見エラレテ居ルノデゴザイマス、ソレデ今日日本杯デモ、マダ十分ナル形ノ上ノ開化ヲ見マセヌノハ、マダ鐵ノ作用ガ甚ダ不十分デアルト思フ、故ニ此機械ト申シマスルモノ、上ニ附イテハ、大ニ此外國ノ形勢ト日本直ニ一目シテ、日本杯ガ大脣外國ト比較シテ見劣リマスル所以ガアルダラウト思ヒマス、故ニドウシマシテモ此次ノ内國博覽會ハ、是非トモ此機械ト申シマスルモノダケハ、貴メテ世界ヲ通ジマシテ出品ヲ希望致シマスルヤウニ希望致シタイト考ヘテ居ル、ソレカラモウ一つソレニ續キマシテ、御承知ノ通東洋ノ美術ト申シマスルモノト、西洋ノ美術ト申シマスルモノガ、唯今非常ナ^ノ問題ニナ^ツテ居ル、或ハ繪畫ノ如キモノデゴザイマシテモ唯(簡短々々)ト呼フ者多シ)簡短デナイ大變ナ問題デスカラ、暫ク——其美術ノ佛蘭西アタリデヤカマシイ問題ニナ^ツテ居リマスルノハ、唯現象ノ上ニ於キマシテ、寫生ヲ尊ブト云フコトハ、精神上ノ多少ニ依^シテ美術ノ眞理ヲ極メテ居ルト申スコトガ、一ノ戰ニナ^ツテ居ル、其美術ト申シマスルモノガ、東西洋ノ戰ガ何レニ此美術ノ精神ガ歸著スルト申シマスルコトヲ、ニ論定シマスルタメニハ、美術ハ世界ヲ通ズルト云フコトハ、必要デアラウト考ヘル、ソコデ詰リ美術夫カラテ又此議場へ建議案トシテ現レテ居リマスルモノハ、水產部ヲ萬國通ズルト申スコトガ起^シテ居リマス、(止メタマヘ)「ヤルベシ」(東京ニ贊成シタマヘ)ト呼フ者アリ)ソレデ私ハ此東京トモ大阪トモ申スノデハナイ(大阪デナクテハイカス)ト呼フ者アリ)唯諸君ガ單純ニ(議場騒然)單純ニ之ヲ東京ニシタイトカ、大阪ニシタイトカ云フコトヲ以テ、戰場ノ爭ヲ爲サルト申スコトガ、甚ダ私ハ分ラヌ先づ以テ此次ノ博覽會ハ如何ナル計畫ヲ以テヤルカ、何程ノ費用ヲコ、ニ議定スルカ、又御承知ノ通シカゴ紐育ト争ヒマシタトキニ、シカゴ近邊ノ義捐金高ハ五百万以上ニ上ボッタ、何故ニ實力ノ上ニ於テ、諸君ハモウ少シ力ヲ入レテ、戰ヲ爲サラヌカ、唯議員ニ配付ヲ配^シテ贊成シテ吳レ、贊成シテ吳レト云フ、今日二十一万カ三十二万ノ博覽會ノタメニソコヘ往^ツハ、決シテ是ハ世界ニ褒メラレル氣遣モナケレバ、日本ノ人智ヲ開發スルト申ス利益ニモ決シテナラヌ、故ニ此大計畫ヲ定メテ、又右等ノ種類ニ依^シテ、世界ヲ通ズルト申シマスルコトハ、隨分調査ノ必要モアリ、又此實際ヲ取調

ベタ結果トシテハ、或ハ潛局者ハ東京ニ開カネバナラスト云フコトヲ感ブルカ、或ハ大阪デモ宜イト申スコトヲ感ズルカモ分ラヌ、免ニ角此調査ト、此計畫ト金ノイル高ト、ソレコレヲスカカリ取調ベマシテ、免ニ角今度ノ位置杯ハ、當局大臣ニ適宜ニ任セルト申スコトガ宜カラウト思ヒマス、故ニコニニ於テ兩案ノ唯位置ト云フダケラホ極メテ、計畫モ何モナシニ唯小供ノ争ノヤウナコトヲ極メルト申スコトハ、私ハ非常ニ不贊成デゴザイマス、兩案共ニ否決セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君)

(利光鶴松君演壇ニ登ル)

(「討論終結」ノ聲起リ「贊成」ト呼フ者多シ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ討論終結ト認メマス
タガ、討論終結ニ御異議ハアリマスマイカ
(「異議ナシ」ト呼フ者多シ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ討論終結ト認メマス
○星亨君(二百二十四番) 唯今ノ早川君ノハ、是ヲ先決問題トスルノデゴザイマスカ、又ハ唯反對説トスルノデゴザイマスカ

○議長(片岡健吉君) 是ハ先決問題ト致シマセヌ、反對論否決論ト認メテ居リマス
○議長(片岡健吉君) 議長ハ斯ウ考ヘテ居リマス、日程ノ二十五ハ委員會ハ上ゲタイコトガゴザイマス、少數ノ意見ハ本案ヲ贊成ラシテ居リマス、ソレデ此委員會ノ報告ハ否決論デアリマスカラ、少數意見ニ附イテ採決シヤウト思フ

○議長(片岡健吉君) 議長ハ公平ナリト呼フ者アリ)此採決ニ附イテハ定規ノ贊成ヲ得ラレテ、無記名投票ニシテ貴ヒタイト云フ要求ガアリマス、此採決ハ無記名投票ニ決シマス

○中村榮助君(二百七十番) チヨ^シト伺ヒマス、少數者ノ意見ニ贊成ハ……

○議長(片岡健吉君) 閉鎖——宣告ヲ致シマスガ、少數者ノ意見、即チ原案贊成者ハ、白イ球ヲ入レマスル
(「大阪デスカ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 大阪デス——宣告ヲ致シ直シマス、少數ノ意見、即チ内國博覽會ヲ大阪ニ設立スルト云フニ同意ノ諸君ハ、白球ヲ入レマスル、此案ヲ否決シヤウト云フ反對論者ハ、黒イ球ヲ入レルコトニ致シマス

○早川龍介君(一十七番) 念ノタメニ伺ヒマス、私ノ兩方ニ反對ト云フノハ、兩方トモ黒イ球ヲ入レルコトニナリマスカ

○議長(片岡健吉君) 兩方トモ反對ノ人ハ、兩方トモ黒イ球ヲ入レル——氏名點呼ヲ始メマス
(廣瀬書記官氏名ヲ點呼ス)

○議長(片岡健吉君) 投票漏ハアリマセヌカ、開鎖、是ヨリ開票致シマス
(書記官投票及名刺ノ數ヲ計算ス)

○議長(片岡健吉君) 名刺ノ數ト球ノ數ト合ヒマセヌ、球ノ數ガ一ツ多イデス、併シ是ハ贊否ノ數ニ格別關係ハアリマセヌカラ、前例モアリマスカラ、

投票ヲ仕直サヌシテ、採決ヲ致スニ異議ハアリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○讀長(片岡健吉君) 投票ノ結果ヲ報告致シマス

(本山書記官朗讀)

出席總數二百二十九

百二十二

百八

白球
黑球

(拍手起ル)

○讀長(片岡健吉君) 自然ノ結果トシテ、讀事日程ノ第二十六ハ、議セナ

ヨトニナラウト思ヒマスガ(拍手起ル)異議ハアリマスマイカ(拍手起ル)

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○讀長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、日程二十六ハ、議セナイコトニ致シマス

是ヨリ第十三、國有林野調査會設置ニ關スル建議案、委員長ノ報告

工藤行幹君

第十三 國有林野調査會設置ニ關スル建議案 (委員長報告)

(杉田定一君外四名提出)

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○大三輪兵衛君(百四十八番) 是ヨリ明治二十二年法律第十號中改正法律

案ノ委員會ヲ開キタウゴザイマスカラ、許可ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 大三輪兵衛君ヨリ委員會ヲ開キタイト云フコトデゴ

ザイマスガ、許シテ差支アリマセヌカ

(異議ナシ異議ナシノ聲起ル)

○讀長(片岡健吉君) 許スコトニ致シマス

○工藤行幹君(百二十五番) 國有林野調査會設置ニ關スル建議案ノ審査委員

會ノ經過及結果ヲ御報道致シマス、此案ノ委員會ハ二月ノ二十四日ニ委員長

理事ノ互選ヲ致シマシテ、ソレカラ二十五日ニ此會ヲ開いて、直チニ終了致

シマシタノゴザイマス、然シテ此案ハ御手許ニ上ゲテ置キマスル通可決

スペキゼノト決定致シマシタノゴザイマス、併シニ於テ唯委員會ノ模様

ヲ少シ御報道申シテ置カナケレバナラヌノゴザイマス、此提出者ノ意

思ハ、既ニ是ニ書イテアリマスル通、今度山林ノコトニ附イテ、政府ハ特別

會計マデモ設ケテ、大イニ山林ヲ處理スルコトハ、國家百年ノ利害ニ關係ス

ルコトデアル、又一方ニハ原野ノ拂下ヲヤルタメニ、是モナカク是マデハ、

此林野ノ拂下ト云フコトニ附イテ、農商務省ノヤリ方ニハ、隨分非難ノ聲モ

多イコトデゴザイマスカラ、是等ニ對シテノ詰問ニ應ズルタメニ、調査會ト

云フモノヲ設立致シタト云フ趣意ニ外ナラヌノゴザイマス、然ルニ他ノ是

ニ反対スル論者ノ言フノゴザイマスルト、是マデ委員會ト云フモノハ、色

シテアルケレドモ、免角其委員會ニ好結果ヲ得タモノハ少イノデアル、彼

ノ法典調査會ヲ除クノ外ハ、大抵委員會ヲ設ケタダケノ功績ガ見エナイ

却テ其間ニ種々ナル弊ガアル位ノコトデアル、尤モ此調査會ナルモノハ、法

律デ定メタモノデアルナラバ、此委員會ニ於テ相當ノ權限ガゴザイマスカラ、或ハ有效トモ思ハレルカモ知レマセヌケレドモ、此性質ハサウヂヤナカニ、此

鐵道會ノ如ク法律デ定メルモノデナクシテ、ホンノ農商務大臣ノ詰問ニ應ズ

ルダケノモノゴザイマスカラ、極權限ガ独イ、縱令有爲ノ人ヲ會員ヲシテ見タ所ガ、十分ニ自分ノ意見ヲ實地ニ施行スルヤウナコトハ、出來ナインオナル、且ツ提出者ノ言フ所ノ、或ハ朝野カラ此人ヲ選ム、其野ト云フ中ニハ、

衆議院議員貴族院議員モ選ミタイト云フコトデゴザイマスガ、前申シタ如ク

權限ノ狹イモノニナフテ、唯諸問題ズル位ノコトデハ、却テ兩院議員ノ價

値ヲ落スヤウナモノデアル、故ニ寧ロ斯ウ云フモノハ、ナケレバ宜イト云フ

ヲ處分スルニ附イテハ、矢張調査會ノ如キモノヲ組織スル積デハアルケレド

モ、其組織ハ野ニアル人ヲ入レヤウトハ思ハナイ、一一ノ例ヲ舉ゲテ見レバ、

或ハ内務省ニ關係スルコトモアリ、文部省ニ關係スルコトガアルカラ、サウ

云フ類ノ人ヲ集メテ協議シテヤル、農商務省限デヤラヌト云フコトダケハ、

今カラ言フコトハ出來ルガ、野ニアル此人ヲ入レヤウト云フコトハ、思モ寄

ラヌコトデアルカラ、諸リ此案ニハ反對ト云フ意見ヲ云フノゴザイマス、ソ

コデ委員會ハ審議ノ末、三人ニ對スル四人ノ多數デ、本案ヲ可決スルモノト

決定致シタノゴザイマスカラ、尙ホ本會ニ於テモ宜シク御審議アランコト

ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) ドウカ直ニ可決セラレンコトヲ願ヒマス

(中村彌六君演壇ニ登ル)

○讀長(片岡健吉君) 反對ノ通告ガアリマス、中村彌六君

(中村彌六君演壇ニ登ル)

○中村彌六君(百四十番) 本員ハ此建議案ニ附キマシテ、反對ノ意見ヲ持テ

居ルノテ、極テ簡短ニ述べマシテ、諸君ノ御同意ヲ得タイト考ヘマス、元來

調査會ト云フモノハ、森林ニ限ラズ此法典ノ調査會ナリ、水產調査會ナリ、

之ニ似寄ッタ木會鐵道會議ト云フモノガ、一時出來マシテゴザイマスガ、

是ハ吾ミノ想像スル所ニ依ルト、能ク解釋シタ所ガ、貴衆兩院ノ議員ヲシテ

行政部内ノコトニ通曉セシメタイト云フ意見デアル、惡ルク解釋スレバ之ニ

依クテ、多少兩院議員ノ感情ヲ得ヤウト云フコドテアッタラウト思ヒマス、

總テ既往ノ此會ナルモノニ微シテ見ルニ、鐵道會ノ如キモノニシマシテモ、是

ハ私ガ今更上申グルマデモナク寧ロ大ナル弊ハアラタニシテモ、益ト云フモ

ノハナカタノデアリマセウ、又既ニ設ケテアッタ水產調査會ノ如キモ、既

ニ政府モ其必要ヲ認メズシテ、之ヲ廢シタ、本員モ其調査會ノ委員ト致シテ、

暫ク從事致シマシタガ、更ニ其必要ヲ見ザルノミナラズ、唯徒ラニサウ云フ

機關ヲ増シテ、行政ノ滯滯ヲ來スト云フ弊ヲ十分認メタ、又土木會ノ如キモ

同ジコトデ、是ハ本員モ其委員デアリマスガ、是モ止メルコトガ却テ得策ト

云フコトヲ實驗シテ居リマス、今日マデ何會ト云ヒ、斯ク會ト云ヒ、所謂名コソ

ヲナシタト云フノハ、法典調査會、是ハ何が益ラナシカト云フニ、流石ニ

法典ノコトデゴザイマスカラ、素人ガ這入フテモ分ラナイ、故ニ稍々法律ニ

明ルイ人ガ、少歎デ這入フタメニ弊ト云フモノガ少ナニ、大イニ利シタト

云フ位ノモノニアリマス、今日マデ何會ト云ヒ、斯ク會ト云ヒ、所謂名コソ

ヲナシタト云フノハ、法典調査會ト云フヤウモノハ、事實斯ノ如キモノデ、更

ニ今度建議ニナル調査會ハ、如何ナル利益ガアルカ、如何ナル點ニ於テ調査

ヲスルカト云ヘバ、此趣意書ニモアリマス如ク、今後大イニ山林ノ整理ヲス

ル、森林原野法モ通ツタニ、下戻法モ通ツタニ依クテ、之ガ監督ノ地位ニ立ツ

ガ如キ理由ガ書イテアリマスガ、是ハ決シテ斯ノ如キ目的ヲ達スルコトハ出

來ヌト云フコトヲ私ハ考ヘルノデアリマス、下戻法案ノ如キモノハ、元ト行

政ノ仕事トハ云ヘドモ、或ハ從來舊政府以來ノ徳川以來ノ各藩々ノ方法ニ

十分通院シナケレバ、此コトノ判斷が附クモノデナイ、一段歩一蹴歩ノ下戻

ノ出願ニシテモ、其場所、處ニ依クタナラバ、大キナ行李ニ一杯ノ證書ヲ點檢シテ往カナケレバナラヌモノデゴザイマス、今日ニモ森林ニ從事シテ居ルモノハ、千數百人ゴザイマセウガ、此下戻法案ニ附イテ能ク林業上ノ經験ト判斷力ヲ以テ此業務ノ執レルト云フモノ、恐ラク二十人ナイノデゴザイマス、彼處ノ林ハ拂下グル、彼處ハ交換スル、彼處ノ原野ハ賣拂フト云フヤウナコトハ、餘程官紀ヲ振肅シテ嚴密ニシテ貰ハナケレバナラヌコトデアル、然ルニ本案ニ依ルト、朝野ノ人士ヲ集メル——野ニ在ル人士ヲ集メテ、此制裁ガ附クカト云フコトヲ疑ノデアル、今日マテ、アルト、野ノ者ト云フモノハ、官吏服務規則ノ外ニ立ツテ居ルモノデアル、官吏ノ官紀ヲ振肅シテ、如何ナル利害ノコトデモ漏洩セヌヤウニヤツテ往クモノハ、唯一ノ服務規律ノ制裁ヲ受ケテ往クノデアル、然ルニ野ニ在ルモノハ、ソレガナイタメニ、大ニ困難ヲ致ス所デアル、今日マテ利害ノ關係ノアツタ所ノ鐵道會杯ガ、醜聞紛々タル所以ハ、實ニ此ニ存シテ居ルト信ジテ居ルノデアル、且ツ又行政ノ官制ヲ見テモ、農商務大臣ナルモノガ、即チ行政ノコトヲ職權ニ依クテ行フノデ、其上ニ監督ヤウノモノハ、決シテ置クコトハ出來ナイ、ソレダケノ職權ヲ與ヘルコトハ出來ナイ、ドナタガ農商務大臣ニナツタ所ガ、サウ云ウコトハ出來ナイ、唯物品經濟ニ於テ會計検査院ガ事後ノ監督ヲスル、唯一ノ機關ガアルノミデアル、サスレバ取モ直サズ能ク往ツテ諮詢ニ應ジタルケデ、諮詢ニ應ジタル所ガ、採用スルト否トハ、大臣ノ職權内ニアルコトデアリマス、故ニ幾多ノ會員ガアツテモ、委員會ニ諮詢シテ斯ウシタラ宜カラウト云フコトニ過ギタモノデアル、モウ一ツハ事實此ノ如キデゴザイマスガ故ニ、貴衆兩院ノ議員ガ、此諮詢ニ應ジテ、農商務大臣又ハ其以下ノ者ノ諮詢ニ應ジテ、殆ド恰モ屬官的ノ仕事ニ從事シナケレバナラヌト云フコトニ至リマシテモ、是マテ非難攻撃ノ聲ヲ免レザルコトハ、諸君ノ御承知ノコト、存ジバ、恐クハ兩院議員ノ品位ニモ關スルコト、考ヘマス、私ハ斯ノ如キ次第デゴザイマスガ故ニ、又此事柄ハ隨分専門ニ涉ルコトデゴザイマスカラ、既往ノ成績ヲ調査シ、將來ニ瓦ルコトヲ推究スルノデアルカラ、斯ノ如キ調查會ノ必要アリト云フ場合ニ於テ、行政廳ノ自發ヨリ持ヘルナラバ、卒ザ知ラズ、議會カラ建議スルニ至クテハ、全ク反對デゴザイマスル故ニ、諸君ハ此意ヲ御賛成下サルコトヲ希望致シマス

(杉田定一君演壇ニ登ル)

○杉田定一君(二百九十九番) 私ハ此國有林野調查會設置ノ建議案ニハ、贊成ヲスル所ノモノデアリマス、即チ昨日國有林野法案又國有森林下戻法案ハ、本院ヲ通過ヲ致シマシタ、國有林野法案ハ如何ナルモノデアルト申セバ、即チ全國國有ニ屬スル所ノ森林七百餘萬町歩ゴザイマスル、斯ノ如キ宏大ナルモノデアツテ、其中國土保安上必要ナルモノハ之ヲ保存シ、不必要ナルモノハ之ヲ拂下グ、又其拂下ゲタ所ノ金ヲ以テ森林經營ノ事業ニ充テルト云フノデアリマシテ、即チ一方ニ於キマシテハ、植林ノ事業ヲ遺ルト云フコトガアリ、又森林經營上必要ナルニ於テハ、又森林ヲ買上ゲルト云フコトガアルノデゴザイマス、即チ此コトタルヤ明治三十二年ヨリ四十七年ニ瓦ル、即チ十六年ノ星霜ヲ費ヤシ、又其費所ノ金額ハ二千三百餘万圓ノ金額デアルノデゴザイマス、實ニ此森林ノ制度ヲ改正ニ至リマシテハ、今般ノコトタルヤ實ニ大事業デアルノデゴザイマス、元來此國有ノ森林大キニ過ギテ、其整理

上國難ナルヨリ、或ハ盜伐火災等ハ、年々免レザル次第デゴザイマス、因シテ之ガ整理ヲ爲シテ、即チ必要ナルモノハ之ヲ保存シ、不必要ナルモノハ之ヲ拂下グ、サウシテ森林植林ナリ整理ナリヨシテ、即チ森林經營ノコトノ策ヲ講ズルハ、最モ其宜シキ次第ト考ヘル次第デゴザイマス、併ナガラ又一方ニ於キマシテ、此人民ノ權利ニ屬スル所ノモノト云フモノハ、固ヨリ是ハ下戻シテ宜シ次第デゴザイマス、併ナガラ此森林經營ノコトタルヤ、所謂國家百年ノ大計ニ屬スルモノデアル、又即チ此森林ノ經營ガ一步ヲ誤リマスレバ、即チ却テ國家百年ノ大害ヲ釀スノデアリマス、即チ此森林ノコトタルヤ、最モ治水ノ關係ガアルノデアリマス、即チ水源涵養ノ森林ヲ亂伐シ、其ダメニ水害ヲ釀シ、即チ年々水害ヲ釀ス金額ニ至シテハ、實ニ四千万ノ多キニ達スル次第デゴザイマス、之ガタメニ地方議會ニ於テハ、金ヲ支出シ又國庫ニ補助ヲ仰グト云フヤウナ次第デゴザイマス、即チ此森林經營ノコトタルヤ、斯ノ如ク治水ト大關係ガアルノデアル、又衛生上ナリ、交通ナリ、其他ノ魚附ノコトナリ、種々ナル所ノ大關係ガアルノデゴザイマス、然ルニ開ク所ニ依レバ、是マテ此森林ノ經營等ノコトニ附キマシテハ、ドウモ各省割據シテ、即チ農商務省ハ動セスレバ内務省ト衝突スルトカ、十分熟議ヲ遂ゲナイトカ、斯ノ又ハ大藏省ト衝突スルトカ、各省免角割據ノ弊ガアルト云フコトヲ是マテ聞イテ居ル次第デゴザイマス、斯ノ如ク森林ノコトタルヤ、事農商務省ニ屬スルト雖モ、其影響スル所實ニ重大デアリマス、故ニ之ヲ各省割據ニ任ズルト云フヤウナコトハ、甚ダ國家ノ大計ニ害ガアルト信ズルノデゴザイマス、是等ノコトニ附キマシテハ、最モ慎重ニ慎重ヲ要サナケレバナラス、吾々代議士トシテ唯此國有林野法案、又一方ニ於テ下戻法案ヲ議決シ、若シモ國家ノ有ニスル山林ノ拂下ヲ希望シ、又一方ニ於テハ、何デモ下戻ヲ希望スルトマスル次第デゴザイマス、因テ即チ此森林經營ノコト、森林即チ處分ノコトアヤウナ大害ガ起シタナラバ、如何デゴザイマスル、此衆議院ニ於キマシテ此二法案ヲ議スルニ於テハ、又是ニ附イテハ、苟モ國家ノ觀念、即チ國家ノ觀念ヲ以テ、之ガ監督之ガ整理ノ法ヲ講ズルハ、吾ノ即チ責任ガアラウト云フヤウナル、若シ無責任ナルコトガ起シテ、此山林ヲ若シモ赤裸ニスルト云アヤウナ大害ガ起シタナラバ、如何デゴザイマスル、此衆議院ニ於キマシテ此二法案ヲ議スルニ於テハ、又是ニ附イテハ、苟モ國家ノ觀念、即チ國家ノ觀念ヲ以テ、之ガ監督之ガ整理ノ法ヲ講ズルハ、吾ノ即チ責任ガアラウト云フヤウナル、若シ無責任ナルコトガ起シテ、此山林ヲ若シモ赤裸ニスルト云ケラレ、即チ鐵道會ナリ、或ハ法典ノ問題ナリ、其他段々水產會ナリ、サウ云フ會ハ設ケラレタケレドモ、其效能ト云フモノハ、少イト云フ所ノ御議論考ヘマスル次第デゴザイマス、前辯士中村君ハ、是マテ斯ノ如キ調査會ヲ設ケラレ、即チ鐵道會ナリ、或ハ法典ノ問題ナリ、其他段々水產會ナリ、サウ云フ會ハ設ケラレタケレドモ、其效能ト云フモノハ、少イト云フ所ノ御議論デアリマスガ、成ル程はマテ十分其效ヲ舉ゲタコトハナイカモ知レマセヌ、併ナガラ適當ノ人物ヲ得タナラバ、決シテサウ云フ弊害ト云フモノハナイト信ズルノデアリマス、然ラバ中村君ノ言ハレル通ニシテ、サウ云フ害ガアルト申シテ、即チ唯一個人ノ農商務大臣ニ任シテ、少モ弊害ガナイカ、是マテ種々ナル弊害ヲ、醜聞ヲ耳ニスルデアリマセヌカ、個人ニ任ズルノハ弊害ガナイ、唯政府ノ役人ニ任ズルノハ少モ弊害ガナイ、議員ガ監督トシテ其間ニ加レバ、弊害ガアルト云フコトハ、甚ダ其意ヲ得ナイノデアリマス、モ知レマセヌガ、衆議院ト云フモノハ、三百人モ集シテ居ルケレドモ、免角

弊害ガアル、斯ノ如キ議會ハ止メテ、寧ロ專制政治寡人政治デヤルガ、宜シイト云フヤウナ論ニハ、或ハナルカモ知レナイト私ハ思フノデアリマス、因テ私ハ即チ昨日彼ノ二議案ヲ通過シタ以上ハ、即チ此森林調査會ヲ設ケテ、即チ此森林ノコトニ直接ノ關係アル所ノ諸役所ノ即チ官吏、又ハ之ニ經驗學識ノアル所ノ即チ朝野ノ人士ヲ始メ、即チ此森林調査會ヲ組織スルガ、最モ國家ノタメ必要ト信ズル次第デゴザイマス、願クハ滿場一致ヲ以テ可決アランコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 採決ヲ致シマス

○鳩山和夫君(二百七十七番) 御採決前ニ一言……私ハ中村君ノ說ニ賛成デアリマス、即チ本案ニ反対デアリマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ採決ヲ致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 「多數」「少數」ノ者交々起ル

起立者 少數
(拍手起ル)

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス

○杉田定一君(二百九十九番) 異議ヲ申立テマス

〔賛成タクト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガアリマスレバ、氏名點呼ヲ致シマス

〔賛成タクト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定規ノ賛成ガナイト認メマス

〔賛成ガアルト呼ヒ又「ナイ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 此際報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)
神輶知常君早川龍介君山内吉郎兵衛君ヨリ監獄教誨師ニ關スル建議案ヲ提出セラレタリ

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ

取引所法中改正法律案

特別委員長 斎藤 卯八君 理事 中辰之助君

葉煙草專賣法違犯事件ニ關スル法律案委員

片岡久一郎君 松岡長康君 根本正君 加藤政之助君

北海道拓殖銀行法案委員 阿部興人君

重野謙次郎君 藤兵衛君

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十四、府縣農事試驗場國庫補助法案貴族院回付

第十四 府縣農事試驗場國庫補助法案(衆議院提出貴族院回付)

○恵松隆慶君(九十七番) 是ニハ段々數字ノ貴族院デ修正モゴザイマスルガ要スル所ハ第八條デ、明治三十二年四月一日ヨリ施行スルト、本院デ致シタモノヲ、之ヲ明治三十三年ト、斯ウナツタノデアル、是ハ貴族院ノ委員會デ

ハ、三十二年說ガ隨分アタノデアルケレドモ、如何セン是ハ農商務省ガ腰ト云フヤウナ論ニハ、或ハナルカモ知レナイト私ハ思フノデアリマス、因テガ弱イカラシテ、終ニ斯ウ云フコトニナタノデアラウト思ヒマス、併ナガラ、是ハ已ムヲ得ズ三十三年ト云フコトニ協賛ヲ與ヘネバナルマイト思ヒマス、ドウカサウ御協賛ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 「賛成タクト呼フ者アリ」

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、貴族院ノ修正通決シマス、議事日程ノ第十五、斗南藩士家祿給與法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十五 斗南藩士家祿給與法案(鰱島相政君外四名提出) 第一讀會

斗南藩士家祿給與法案

第一條 明治二年己巳十一月斗南藩創立ノ後其ノ藩ノ籍ニ入テ家祿ヲ享受セサル者又ハ其ノ家名承繼人ハ一戸四人扶持ノ家祿ト定メ明治九年太政官第百八號布告金祿公債證書發行條例第一條永世祿ノ率ニ從ヒ金祿公債證書ヲ以テ給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ムト欲スル者ハ藩籍及其ノ後ノ戸籍ヲ明證シ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ大藏大臣ニ出願スヘシ

第三條 本法ニ規定ナキ條項ハ明治三十年法律第五十號ノ規定ヲ準用ス

(鰱島相政君演壇ニ登ル)

○鰱島相政君(二百二十九番) 極簡短ニ本案ノ説明ヲ致シマス、本案ノ理由ハ大抵理由書ニ記載シテアリマス通ノコトアゴザイマスルガ此理由書ニ記載シテナニ二三ノ事柄ニ附イテ、説明ヲ致シテ置キマス、御承知ノ如ク舊斗南藩ト中シマスルノハ、即チ會津藩ノコトデゴザイマシテ、彼ノ會津藩ハ王政維新ノ際即チ戊辰ノ役ニ於テ錦旗ニ發砲致シ、王帥ニ抵抗シタ、如之ナラズ非常ニ頑固ナル抵抗ヲ爲シテ、伏見ノ戰ヨリ數百里ヲ隔テタ丁度若松城ノ落城マヂ頑固ナル抵抗ヲ爲シタノデアグテ、一向其外藩ノ如ク容易ニ歸順ノ道モ取ラズ、降服モ致サナイト云フヤウナ譯デアリマシテ、終ニ時ノ藩主

リマス、其時分ニ主従共ニ一同謹慎ヲ申付ケラレテアツタノデゴザイマスルガ、明治二年ニ至リマシテ、右容保君ノ嫡子ア慶二郎ト云フ今子爵ノ松平容大ト云フ人デアリマスルガ、此人ニ松平家ヲ相續サセテ、三万石ノ地行ヲ授ケテ斗南藩ト云フモノヲ新ニ興サセタト云フコトニナシテ居ルノデアル、其斗南藩ト云フモノヲ興シマスルト同時ニ、先キノ錦旗ニ抵抗致シマシタル所ノ罪ト云フモノハ、總テ消滅致シテ居ルノデアル、矢張他ノ國事犯杯ト違ヒマシテ、除族ト云フ處分モナク、唯一時謹慎ヲ命ぜラレテ居タト云フダケノコトデアグテ、此明治一年ニ其謹慎ヲ釋カレテ斗南藩ト云フモノヲ興スト同時ニ、無罪潔白ナ人種ニ皆ナツテ居ルノデアル、而シテ舊斗南藩主ノ松平容大君ハ、多少計算ノ間違ハアルト云フコトデゴザイマスルガ、相當ノ金祿公債證書ヲ下付ニナツテ居リマス、ソレカラ爵位令ノ出マシタキニハ、子爵ノ爵位ヲ授ケラレテ居ルノデアリマス、然ルニ家老以下ノ士卒ト云フモノハ、一人トシテ公債證書ヲ貰タモノガナインデアル(早川龍介君憤然ト呼フ)唯斗南藩ト云フモノガ起リマシタ時分ニ、其藩主が平均ニ元一万石取テ居タ人

モ、千石取テ居タ人モ、百石取テ居タ人モ、皆平均ニ四人扶持ト云
フ扶持ヲ與ヘテアカタ、是ガ即チ最後ノ斗南藩ノ制度ニナカタ居ルノデアリ
マスガ、此四人扶持ト云フモノハ、石ニ積リマスレバ、僅カニ七石二斗ト云
フモノニナル、一万石取テ居タ人モ、矢張七石二斗、即チ四人扶持ト云フ
コトニナカタ、是ハ已ムヲ得ヌノデアリマス、外ニ據ルベキ標準ガゴザイマ
セヌ故ニ、即チ四人扶持ト云フコトヲ石ニ直シテ、是ニ對スル所ノ公債證書
ヲ下付スルヤウニト云フノ即チ建議案アルノデアル、祖宗三千年以來世界
萬國ニ冠絶致シテ居ルト云フ一視同仁ト云フ此我國ノ國粹、此國粹ヲ保持シ
ツ、アル我帝國臣民ノ下ニ斯ル境遇ニ陥ッテ居ル者ノアルノヲ傍観座視シ
テ居ルト云フコトハ、誠ニ忍ビナイ所ノモノデアルト考ヘル故ニ、日本ノ北
極北海道ニ近イ所ノ斗南藩ノコトヲ、臺灣ニ近イ所ノ私ガ提出者ノ一人ト
ナカタ述ベマシタト云フノモ、詰リ之ヲ默視スルニ忍ビナイト云フ情カラ起シ
タノデアル、比較的ニ満場諸君ハ私ヨリモ斗南藩ノ方ニハ近イ方ノ側デアリ
マスカラ、満場一致ヲ以テ委員付託ニナランコトヲ希望致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ委員付託ガ宜シウゴザイマス、九名ノ特別委
員ヲ議長ガ指名スルコトノ動議ヲ出シマス

(政府委員大藏書記官永濱盛三君演壇ニ登ル)

○政府委員(永濱盛三君) 鮫島君外四名ヨリ御提出ニナリマシタル、斗南藩
士族家祿給與法案ニ附キマシテ、御参考ノタメニ政府ノ考ヲ申述ベマス、此斗
南藩主ハ、本來祿ヲ持テ居ナカタノデゴザイマス、元ミ祿ヲ持テ居リ
マセナカタモニ向カテ、今日ニナリマシテ新ニ祿ヲ與ヘヤウト云フコト
ハ、最モ謂レナイコトデゴザイマスカラ、本官ハ本案ヲ否決アランコトヲ希
望致シマス

○議長(片岡健吉君) 委員付託ノ動議ガ出マシタガ、委員付託ニ御異議ハア
リマセヌカ
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 此委員付託ハ宜シウゴザイマス、最早議會モ
切迫シテ居ルコトデアリマスカラシテ、ドウソ委員ニ付託スルニ限テ、
早ク審査終了シテ、報告セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) ワレデハ九名ノ特別委員ヲ指名スルコトニ致シマス
議事日程ノ第十六、配當祿處分法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

配當祿處分法案(松島廉作君外二名提出)

第一讀會

明治二十年勅令第十二號私設鐵道條例中左ノ通改正ス

第二十九條第一項中「下等旅客運賃額ハ一哩ニ付金一錢五厘以下ノ範圍ヲ以テ之ヲ定メ各驛
停止ノ列車ハ少クトモ一日上下各一回運轉スヘシ
會社ニ於テ引續キ三箇年以上一割以上ノ純益ヲ株主ヘ配當スル場合ニ
於テハ遞信大臣ハ特ニ其會社ニ命シ運賃額ヲ低減セシムルコトヲ得
改ム

三等旅客運賃額ハ一哩ニ付金一錢五厘以下ノ範圍ヲ以テ之ヲ定メ各驛
停止ノ列車ハ少クトモ一日上下各一回運轉スヘシ
(田口卯吉君演壇ニ登ル)

○田口卯吉君(百四番) 諸君、本案提出ノ理由ヲ述べマス前ニ、此文字ノ誤
訂シテ置キマスル「三等旅客運賃額ハアリマスル、其「ハ」ハナイノデゴ
ザリマス、ワレデ三等旅客運賃額ハ」ヲ抜イテ、一里ニ附キ一錢五厘以下ノ
範圍ヲ以テ「之ヲ定メ」ト云フ四字ガ抜ケマス「各線停止列車ハ」ト云フノハ
(ヲ)デゴザイマス「少クトモ一日上下各一回運轉スヘシ」以上申上マシタ
通、斯ウ云フノデゴザリマスカラ、左様御訂正ヲ願ヒマス、本案提出ノ理由
ハ、誠ニ簡單ナモノデゴザイマスカラ、詳シク申上グル必要ハナカラウト思
ヒマスルガ、詰リ今後私設鐵道ヲ隆盛ニシテ、山間僻地等ニマデモ普ク敷カ
シムルト云フコトニ致シマスルニハ、ドウシテモ此改正ヲ要スルコト、信ジ
マスル、是ニハ數多ノ贊成者モアリマスルコトデゴザイマスカラ、若シ(「委員付託」ト
呼フ者アリ)委員付託が必要デアレバ……

第一條 明治三年十二月太政官布告ニ依リ寺社領上知ノ當時各社領朱黒印

地竝ニ除地收額中ヨリ配當祿ヲ受ケタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治
十年三月太政官第三十二號ノ布告施行ノ際其ノ祿高ニ對スル全部ノ給與
ヲ受ケタル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ
本人又ハ其ノ家名承繼人ニ限リ其ノ給與未濟額ヲ明治十年三月太政官第
三十二號布告ノ率ニ據リテ換算シ其ノ元金額ヲ秩祿整理ノ爲發行スル公
債證書ヲ以テ給與ス

○議長(片岡健吉君) 是ハ前ノ委員ニ付託シテ、御異議アリマセヌカ
(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス、次ハ議事日程ノ
第十七、私設鐵道條例中改正法律案、第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス
ウト思ヒマス、一方ヲ付託シテ、一方ヲ付託セヌト云フノハ、イケマセヌカ
ラ……

第一讀會

私設鐵道條例中改正法律案

第一讀會

○議長(片岡健吉君) 是ハ前ノ委員ニ付託シテ、御異議アリマセヌカ
(「贊成タ」と呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 是ハ此儘ソフタリ前ノ委員ニ付託シタ方ガ置カラ
ウト思ヒマス、一方ヲ付託シテ、一方ヲ付託セヌト云フノハ、イケマセヌカ
ルコトヲ得ス

第四條 此ノ法律ニ抵觸スル法律命令ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ
失フモノトス

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ此儘ソフタリ前ノ委員ニ付託シタ方ガ置カラ
ウト思ヒマス、一方ヲ付託シテ、一方ヲ付託セヌト云フノハ、イケマセヌカ
ルコトヲ得ス

第二條 第一條ノ祿高ヲ金額ニ換算スルハ明治八年九月太政官第百三十八
號布告ニ據リ取調ヘタル既定ノ石代相場ニ據ル

第三條 第一條ノ給與ヲ受ケタル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ
經由シテ大藏大臣ニ願出ヘシ
但シ本法施行ノ日ヨリ一箇年以内ニ願出テサル時ハ本法ノ給與ヲ受ク

○恵松隆慶君(九十七番)此案ハ鐵道私設法案ノ改正案委員ガ設ケテゴザイマス、其方ニ併セテ之ヲ調査セシメタイノデアリマス、成ルベクスウ云フ案ハ、早く報告ガイケマセヌカラ、併テ速ニ報告ニナルヤウニ願ヒマス。

○議長(片岡健吉君)恵松隆慶君カラ、此法案ハ鐵道敷設法案ノ委員ニ付託シタノト云フコトデアリマスガ、御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、其通ニ致シマス、次ニ議事日程ノ第十八、北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議案

第十八 北海道拓殖銀行設立ニ關スル建議案

○恵松隆慶君(九十七番)此建議案ハ、吾ミガ先キニ提出致シタノデゴザイマスガ、チヨット其際ニ政府カラ、急ニ其如キ法案ヲ出スト云フコトデゴザイマシタ、如何ニモ出サレテ、貴族院ハ議シテ、本院ニ回シタ云フコトデゴザイマスカラ、之ヲ決議シナクテモ、效力ガアツタ建議案デゴザイマスカラ、臺メテヤツテ之ヲ撤回スルノデアリマス。

○議長(片岡健吉君)唯今提出者ヨリ撤回ト云フコトデゴザイマスカラ、是ニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、提出者ノ申ス通撤回スルコト、致シマス、次ハ議事日程ノ第十九、巴里萬國博覽會ハ技術者竝ニ實業家派遣ノ建議案ノ朗讀ヲ省略致シマス。

第十九

巴里萬國博覽會ハ技術者竝ニ實業家派遣ノ建議案

(雨森菊太郎君外二名提出)

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、提出者ノ申ス通撤回スルコト、致シマス、次ハ議事日程ノ第十九、巴里萬國博覽會ハ技術者竝ニ實業家派遣ノ建議案ノ朗讀ヲ省略致シマス。

右建議ス

(早川龍介君演壇ニ登ル)

(簡単々々ト呼フ者アリ)

○早川龍介君(二十七番)是ハ極短クヤリマス、チヨット併シ是ハ即決ニ願ヒタノデアリマスカラ、是ニ附イテチヨット述ベマス、是ハ詰リ此日本ノ眞ノ實業家ヲ成ルベク其工業杯ニ實際從事シテ居リマスル者ヲ此博覽會ノ實際ヲ見セマシタナラバ、百聞一見ニ若カズト申シマシテ、餘程此事實ノ上ニ日本ノ工業其他商業等ニ利益アル土産ヲ持ツテ歸ルダラウト云フ考、ソレデ往復見込デゴザイマスルガ、三十人デモ二十人デモ、詰リ豫算ノ都合ニ依テ、成ルベク日本ノ實業家ニ其實況ヲ見セテヤツテ貰ヒタイト云フニ外ナラヌノデアリマス、ドウズ是ハ即決ニ願ヒタイ

(賛成々々ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君)本案ニ附イテ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、原案通決シマス、次ハ議事日程ノ正ト云フモノハ、補助金ノ配付ノ目安ガ、學齡兒童ノミトアツタノヲ、其下へ就學兒童ト云フモノモ加ヘタノデ、學齡兒童ト就學兒童ト云フモノニヤルト云フコトデアリマスカラ、直チニ是モ可決シテ、貴族院ノ通セラレンコトヲ希望シマス

○工藤行幹君(百二十五番)是ハ貴族院ノ修正テゴザイマスルガ、大體此修正ト云フモノハ、補助金ノ配付ノ目安ガ、學齡兒童ノミトアツタノヲ、其下へ就學兒童ト云フモノモ加ヘタノデ、學齡兒童ト就學兒童ト云フモノニヤルト云フコトデアリマスカラ、直チニ是モ可決シテ、貴族院ノ通セラレンコトヲ希望シマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君)チヨット御話ヲ致シタウゴザイマスガ、勿論本案ノ事柄ニ附キマシテ、彼是申スノデハアリマセヌガ、追々財產上ノ困難ナル事情ヲ一應申上げテ、宜シク御考慮ヲ願ハナケレバナリマセヌガ、御承知ノ通我國ノ財政ハ、二十九年度以後段々此危殆ナ境域ニ遭遇致シマシテ甚ダ諸君ト共ニ吾モ心痛致シテ居リマシタ、所ガ、本年ハ仕合セニ本議院ノ多數、貴族院ノ多數ノ御協賛ヲ得マシテ、今ヤ將ニ其緒ニ就カント致シテ居リマスルガ、甚ダ其勞ニ於テハ、政府ハ諸君ニ向テ感謝スル譯テアリマスル、併シナガラ今日ハ、御承知ノ通ニ未だ填補案モ十分ニ極リマセヌシ、ソレカラ豫期シマセヌ所ノ費用ト云フモノモ、大分嵩シテ参リマシタノデアリマスルシ、ソレカラ今年度即チ三十一年度ノ此水害費ト云フモノモ、四百万圓バカリモノヲ請求致シテ置キマシタガ、是杯モ御承知ノ通ニ財源ガアリマセヌカラシテ、今度其借金ヲ以テ支辨シナクンバナラヌト云フ困窮ニ陥リマシテ、サウシテ是ハ三十三年度ニ掛ケテ、ドウシテモ償還ヲ致サナクンバナリマセヌノデアリマス、ソレカラ又此償金ノ今ノ繰替ト云フモノガ、此國債ノ外ニ御承知ノ通ニ、二千二百万圓バカリモアリマスルガ、是モドウシテモ三十五年度六年度ニ掛ケテ償還ヲ致シマセヌト、三十七年カラニハ、御承知ノ通軍艦補足費ト云フノヲ五百万バカリノモノガアリマスシ、基金カラノ補助ハ、漸ク百五十万バカリノモノデアリマスカラ、彼是前ニ計畫致シマシタキカラシテ、此地租ヲ以テ九百万圓バカリ減ジマシテ、ソレヲ補填致シマヌタメニ、五百萬餘リノ增加ニナッテ、遂ニ四百万圓バカリノ空隙ヲ生ジマシタ譯テアリマシテ、此案ハ、事柄ハ結構な案デアリマスルガ、ソレニ附イテ不賛成ト云フヤウナコトハ、勿論ナインデアリマスケレドモ、費用ノ點ニ至リマシテハ、三十三年ヨリ之ヲ行フト云フコトニ至リマスルト、三十三年度ハ御承知ノ通ニ、ドウシテモ八十万圓バカリノモノガ要シマス、ソレカラ段々進ンデ參リマスト、三四百万ノ巨額ニ達スルト云フコトニナリマスカラ、財政ノ點ニ於テハ、誠ニ重大ナ案デアリマスケレドモ、費用ノ點ニ至リマシテ、サウシテ相當ノ御決議アランコトヲ希望致シマス

○工藤行幹君(百二十五番)是ハ唯今政府委員ガ言フ所ノ此案ニハ、少モ關係ナナイコト、存ジマス、ナゼナレバ此案ニハ、唯貴族院ノ修正ヲ當場ニ於テ論ズルノデ、本院ハ既ニ通過シテアルノデアリマス、此事ノ最前政府委員ガ言ハバ免ニ角、此修正ニ對シテ議シテ居ル際ニ、之ヲ否決セヨト云フ御演説ニナルノハ、其當ヲ得ヌ、此場合ニ於テ不當ト認メマスカラ、本案ニハ飽

クマダ御賛成アランコトヲ希望致シマス
○根本正君(三百番) チヨウト申シマス、唯今政府委員ノ御説ガアリマシタ
ガ、是ハ矢張貴族院ニ於テモ、其通ノコトヲ言ハレマシタケレドモ、貴族院ニ於テハ一人ノ反対モナク、満場一致デ可決致シマシタモノデ、政府ハ斯ノ如キヨトヲ心配致シマスケレドモ、其同ジ大藏省ハ議會ノ協賛ヲモ經ズシ

テ、百八十万圓モ京仁鐵道ノモノヘ出シテ居ル位ナコトデ、其外種イノ方ヘ金ヲ出シテ居リナガラ、國家重大ナル此問題ノ如キニ附イテハ、色ミナコトヲ申シテ心配杯ト言フガ、是カラ外ノコトニハゾロノ金ヲ出スト云フコレヲ承諾シテ、此問題ニ附イテ彼是言フノハ、道理ニ悖ル譯デアリマス、ソレ故ニ貴族院デモ満場一致ヲ以テ可決致シタ譯デアリマスカラ、矢張當院ニ於テモ貴族院通賛成アランコトヲ願ヒマス

〔討論終結ト呼フ者アリ〕

〔根本正君「賛成々々ト連呼ス〕

〔政府委員大藏次官男爵田尻稻次郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(男爵田尻稻次郎君)勿論心配致スカラ、非常ナ心配ヲ致シマスカラ、斯ノ如キコト申スノデアリマス、根本君ノ御説デアリマスガ、決シテ京仁鐵道ノ如キハ、唯一省ノ考ダケデ、恣ニシタノデハアリマスカラシテ、其コトハ廟議ヲ竭シタ上デアリマスカラ、左様御心得ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君)採決致シマス、貴族院ノ修正通御異議アリマセヌカ〔賛成々々ノ聲起ル〕

○議長(片岡健吉君)御異議ガナケレバ、其通決シマス、議事日程ノ第二十一、第五回内國勸業博覽會中水產部ヲ萬國博覽會トナスノ建議案ノ朗讀ヲ省略致シマス恵松隆慶君

第二十一 第五回内國勸業博覽會中水產部ヲ萬國博覽會トナスノ建議案(恵松隆慶君外四名提出)

第五回内國勸業博覽會中水產部ヲ萬國博覽會トナスノ建議案

我帝國ノ水族ニ富饒ナルコトハ歐米各國ノ羨望スル所ナリ然ルニ本邦水產事業ノ發達ハ未タ満足スヘキ域ニ達セス、水產物ノ販路モ普ク開始セラレサルハ甚遺憾ナリトス故ニ第五回内國勸業博覽會ヲ開設スル際ニハ該會中水產部ハ特ニ汎ク外國ノ出品ヲ求メテ一部萬國博覽會ノ性質ヲ具ヘシムルハ我海國ノ富源ヲ開發スルニ最モ緊要ナリト信ス依テ茲ニ之ヲ建議ス〔恵松隆慶君演壇ニ登ル〕

○恵松隆慶君(九十七番)諸君、此建議ヲ出シマシタノハ、我國ノ形勢カラ考ヘテ見マレテモ、大日本中殆ド海ニ接シナイ所ノ國ハナイト云フヤウナ有様デアリマシテ、最モ水產ノ關係ノアール國デアリマス、然ルニ是マデ諸外國ニ於テ、水產ノ有様ヲ聞知セラレナカツタガ、近年漸ク其聲ガ高マクノデアル、然ルニ第五回内國勸業博覽會ニ水產部ヲ萬國博覽會ト爲シタコトナラバ、他ノ國ヨリモ種々出品ヲ致シテ參リマセウシ、個人ナリ國トシテナリ、色ミ望ヲ懷ヒテ居リマスノデアリマス、既ニ昨年モ諸威等ニ開カレマシタキニ、我國ノ出品ハ、餘程賞讃ヲ得タ有様デアリマス、デ、ドウカ是ハ此目的ヲ達シタトイ思ヒマス、ケレドモ此問題モ重大問題デゴザリマス、即決ト云フ譯ニモ往キマスマイト思ロマスカラ、宜シク委員ヲ御選ミ下

ステ、御調査下サレンコトヲ希望致シマス(「賛成々々ト呼フ者アリ」)マダコニ調査シタモノガアリマスガ、是ハ速記録ニ載セテ貰フコトニ致シマス(参照)

本邦ノ水產事業ガ是ニ依テ得ヘキ利益ノ一二ヲ舉グレバ左ノ如シ一漁具ノ比較

諸外國ヨリ出品セル諸多ノ漁具ヲ一堂ニ集メ之ヲ調査シテ其長ヲ學フハ實ニ博覽會ヲ措テ他ニ方法アルヲ見ス且此ノ如ク能ク其説明使用法等詳カニスルハ外ニ求ムヘキノ途ナシ現ニ諸威ニ於テモ開會中順次ニ當業者ヲシテ之ヲ視察セシメ漁業監督官ノ如キ人ヲシテ之カ説明ヲナサシメタル結果他ノ長所ヲ取リテ之ヲ實施セシムルノ計畫ヲ爲サシムルニ至レリト云フ

一 製品ノ比較

之レ又同上ノ理由ニ依リ其利益少ナカラズ特ニ漁具ニ比スレハ書類等ニ就テ見聞スル能ハサルノ利益ヲ得ヘシ假令ハ讐詰ノ種類ヲ蒐メテ其體裁風味ヲ習得シ乾鹽燻魚類ノ各種ヲ類集シテ其方法ヲ知ルカ如キ一枚擧ニ違アラサルノ利アリ本邦製品ノ改良ヲ謀ルハ實ニ他ニアル事ナシ

製作機械器具若クハ製造用品ノ實地研究

特ニ此項ニ於テ如何ナル方法ヲ用フルモ本邦ニ於テ調査研究ノ方法アルナシト雖トモ博覽會ニ於テハ各國ヨリ前述廣告商賣の目的ヲ以テ出陳スルモノハ總テ之ヲ實地ニ使用シテ公衆ニ示スカ故ニ其所謂祕密ト稱スルモノモ能ク之ヲ知ルコトヲ得ルカ故ニ實際其會社ニ就テモ知ル能ハサルモノモ尙善ク之ヲ研究スルコトヲ得ルノ利アリ此點ハ本邦斯業ノ最モ急要トスル所ニシテ斯業振興ノ成否ニ關スルコト重大ナリ此關係ハ養殖事業ニ於テモ推理シ得ルモノトス

此外博覽會ニ附帶シテ萬國水產家ノ集合スルヲ期トシ其高論卓說ヲ知ルノ方法ヲ施設シ本邦水產業ノ方針ヲ革新スルカ如キ最モ有用缺クヘカラサルノ機會トス現ニ諸威博覽會ニ際シ該地水產會カ發起トナリ萬國水產會議ナルモノヲ施設シ各外國斯業ノ有志者ニ檄シテ會員ヲ集メ其研究セル事項ヲ述ヘシメ又種々有益ノ事項ヲ討論シタリト云フ此等ニ依テ同國カ間接直接ニ得タル利益ハ決シテ尠少ナラスト信ス

今諸威博覽會萬國水產部ノ狀況ヲ概述シテ参考ニ供セシム

本邦水產物ヲ他邦ニ普示スルノ利從來本邦ノ魚類ハ如何ナル製造ヲ施シ如何ナル品質ヲ有スルヤハ未タ他邦ノ廣ク知ラサル所ニシテ本邦ニ於テモ亦タ之カ輸出ノ新途ヲ發見スルニ汲汲タリシト雖モ親シク内外ノ當業者ガ相面接シテ其商賣ヲ研究シタルコトナク且ツ遠隔ノ地ニ在ツテ互ニ其狀況ヲ詳ニスル能ハサルカタメ今日ニ於テハ偶々輸出品アルモ使ラニ居留外人ノタメニ利益ヲ占有セラル、ノ憚アルハ明カナリ更ニ進ンデ直輸ヲ回ラントスルモ前記ノ事情ニ依リ其見込ヲ立ツル能ワス然ルニ歐米其他ニ於テ需用スヘキ水產物ノ種類ハ敢テ尠少ナルス即チ魚油、鮑、鱈等ノ如キ最モ廣ク彼地ニ行ハル、モノニレテ其需用ハ供給ノ少ナキヲ嘆スルノ狀況ニ依リ故ニ若シ此博覽會ニ際シ各地ノ當業者カ實地實物ヲ見テ其嗜好スル方法ヲ親シク話說シ之ヲ當業者ニ示サハ新

